

期 目 標	中 期 計 画	平 成 1 9 年 度 計 画	業 務 実 績
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 独立行政法人化に伴って要請される業務運営の効率化と知的障害者の支援に関する調査及び研究の充実との両立を図るため、次の目標を達成すること。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 効率的かつ柔軟な組織編成を行うこと。 また、職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求めることができるよう工夫すること。 また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。 これを実現するため、現中期目標期間の最終年度までの間においても、必要な取組を行うこと。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 ① 組織体制 重度知的障害者に対する自立のための支援を先導的、総合的に行うため、業務部門の統合再編を柔軟かつ重点的な職員配置により実施する。 なお、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、人員について、現中期目標期間の最終年度までの間においても、平成17年度を基準として5%以上の削減を行う。 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、必要な見直しを進める。</p> <p>② 人事配置 職員の能力と実績を適切かつ厳格に評価した適材適所の配置とするとともに、外部の関係機関との人事交流等を実施する。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 ① 組織体制 ア 障害者自立支援法の趣旨に沿ったサービスを展開できるよう組織及び職員体制の見直しを行う。 なお、中期目標において、「平成18年度以降の5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行う」と定められていることに基づき、平成19年度においても、これを実現するため、人員の着実な削減を行う。 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、必要な見直しを検討する。</p> <p>イ アの組織及び職員体制は、利用者の自立の促進を図るため、生活体験ホームの拡充を図るとともに、生活寮の第二次再編を実施する。 また、入所や通所による利用者に対し、日中活動におけるサービス提供の円滑化等を図るため、活動支援部の支援班の再度の見直しを図るなど、実施体制の検討を行う。</p> <p>② 人事配置 ア 人事評価制度の活用により、 ①適材適所の人事配置、②公正な処遇、③職員の能力開発を図る。</p> <p>イ 地域移行、地域支援、調査・研究を進めるために実績と知見を有する者などの人事交流を実施するとともに、研究体制を整備する。</p> <p>ウ 障害者自立支援法に基づき、就労サービス等の新たな事業展開を実施できる職員体制について検討を行う。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 ① 組織体制 ア 施設利用者の支援の充実を図るための組織・実施体制の見直しと人件費削減の取組み (ア) 組織・実施体制の見直し a 施設利用者に対する日中活動サービスを効率的に提供するため、活動支援部の班編成の見直しを行った。 b 施設利用者の減少を踏まえ、効率的かつ効果的な生活支援を提供するため、10月から総合施設の生活寮を1か寮を廃止し、20か寮を19か寮とした。</p> <p>(イ) 人件費の削減等の取組 a 人件費総額については、19年度においても、7月から△3.5%の給与水準の見直しを行うなど人件費削減の取組を行うことにより、18年度と比較して、約1億円強(△5.2%)の削減を行った。 ・18年度2,584百万円 → 19年度2,450百万円(△134百万円) b 人員について、19年度期首に対して△9人の削減(定員)を行った。 ・19年度期首288人 → 期末279人(△9人)</p> <p>これにより、17年度と比較すると、△8.5%の削減となった。 ・17年度 305人 → 19年度 279人(△8.5%)</p> <p>イ サービスの円滑な実施 地域生活への円滑な移行を図るため、地域生活体験ホームの拡充を図ることとし、11月に地域生活体験ホーム「ひじり」を市街地に新たに開設した。 また、地域移行の推進を図るため、地元出身者の受け皿として、共同生活介護(ケアホーム)の新規開設に向けて検討を行った。</p> <p>② 人事配置 ア 人事評価制度の実施 人事評価について、職能評価、業績評価及び情意評価、並びに目標管理評価を実施した。併せて今後の給与への反映や人事配置等に活用できるよう、課題の整理を行った。</p> <p>イ 船形コロニー(宮城県)において、地域移行に実績を有する者を地域支援部長として4月に招聘した。 また、4月に福祉系大学の研究者2名(うち1人は、後に研究課長とする。)の人材を招聘した。 なお、福祉系大学に転出した前研究課長については、研究顧問(非常勤)として引き続き、研究協力を得ており、研究体制の充実を図った。</p>

評価の視点等	自己評価	A	評価項目1	評定	A
	<p>人員について、18年度、19年度の2か年で中期計画に定める「5年間で5%以上削減」の目標を大きく上回る削減を行うとともに、合わせて給与水準の見直しを行うことにより、人件費総額（退職手当を除く）についても、17年度と比較して10%以上の削減となるなど、中期目標に定める人件費削減に積極的に取り組んだ。</p>			<p>(委員会としての評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務運営体制の整備については、①施設利用者の減少を踏まえて、生活支援部の生活寮を再編（20か寮→19か寮）するとともに、効果的なサービス提供の観点から、施設利用者の障害特性や自立の状況等に応じて転寮を段階的に実施、②日中活動を効果的かつ効率的に提供するため、活動支援部の班編成の見直し等を実施し、それに伴う職員の効率的な配置を行ったほか、地域移行や調査・研究を推進するための人材の確保に取り組むなど、計画的に業務運営の整備に取り組んだと認められる。</li> </ul>	
<p><b>【数値目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、人員について、現中期目標期間の最終年度までの間においても、平成17年度を基準として5%以上の削減を行う。</li> </ul>		<p>人員については、17年度と比較して△8.5%となった。（業務実績「人件費の削減等の取組」（P.1）参照）</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>また、「行政改革の重要方針」を踏まえた人件費削減の取組に対しては、①平成19年度の人事に関する計画に基づき人員（定員）を9人削減し、数値目標に掲げる「平成18年度からの5年間で5%以上削減」を2年間で達成（8.5%の削減）、②役職員の給与水準について、平成19年度においても計画的に3.5%の引き下げ等を行うことにより、人件費総額（退職手当を除く）について1億円を超える削減（対前年度比）を行ったことを評価する。</li> </ul>	
<p><b>【評価の視点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>効率的な業務運営体制の確立のため、効率的かつ柔軟な組織編成が行われているか。</li> </ul>	<p>実績：○</p> <p>施設利用者の減少を踏まえ効率的なサービスの提供を図るため、10月に総合施設の生活寮を1か寮を廃止し、20か寮を19か寮にした。</p> <p>施設利用者への日中活動サービスを効率的に提供するため、8月に活動支援部の班編成の見直しを行った。（業務実績「組織・実施体制の見直し」（P.1）参照）</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>なお、こうした取組を行う一方で、支援する専門職員の質の確保や責任体制、職員の士気の維持も重要であることから、定年退職者の後補充を抑制しつつ、必要な部門への常勤職員の確保についても十分留意することを希望する。</li> </ul>	<p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人員について、中期計画に定める「5年間で5%以上削減」の目標を大きく上回る削減を行うとともに、合わせて給与水準の見直しを行うことにより、17年度と比較して10%以上の削減となるなど、中期目標に定める人件費削減に積極的に取り組んだことは評価できる。しかし、人員削減をし、非常勤の採用の事との関係はないのか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>一般管理費のうち人件費について、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間において5%以上の削減を行うための取組を進めたか。</li> </ul>	<p>実績：○</p> <p>19年度の役職員に係る人件費総額（退職手当を除く）は、給与の引き下げ等を行った結果、2,450百万円となっており、17年度（2,752百万円）と比較して△11.0%となった。（業務実績「人件費の削減等の取組」（P.1）参照）</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>入所定員と職員の相互関係をみると、決してA評価ではないと考える。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進めたか。</li> </ul>	<p>実績：○</p> <p>役職員の給与については、国家公務員の給与水準に近づけるよう、18年度と比較して△3.5%の引き下げを7月から実施した。（業務実績「人件費の削減等の取組」（P.1）参照）</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>18年度、19年度2か年で中期計画に定める「5年間で5%以上削減」の目標を大きく上回る削減を行っている。</li> <li>人件費10%以上の削減実績について、中期計画を上回る点について評価いたします。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>資質の高い人材をより広く求めることができるような工夫がなされているか。</li> </ul>	<p>実績：○</p> <p>福祉系の大学や団体との交流を図り、そのネットワークを活用するほか、当法人主催の福祉セミナー等に招いた講師から情報を得るなど、日頃から資質の高い人材の情報収集に努めた。</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>H17と比較し、1割以上の人件費削減は高く評価すべき。生活寮の合理化による1か寮の廃止も評価。</li> <li>利用者が500人から425人に減少（15%減少）していることを考えれば、職員数の減少の割合（8.5%）は必ずしも多くはない。更なる努力がいるように思います。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>人事交流は行われたか。</li> </ul>	<p>実績：○</p> <p>国との人事交流の一環として、支援員1人を9年1月より厚生労働省に出向させている（現在は、専門官職）。</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>人件費削減、人員等各々についても、数値目標を達成している。資質の高い人材を集める工夫もなされている。</li> <li>役職員数が、利用者数、業務内容に対して多い。また、その報酬の減額が少ないのではないか。「国家公務員の給与水準に近づける」では、努力不足と思われる。</li> <li>非常勤に替える事により、勤労意欲が低下し、業務内容に対する責任体制が不十分になるのではないか。</li> </ul>	

中期目標	中期計画	平成19年度計画	業務実績
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(2) 内部進行管理の充実 業務の進行状況を組織的かつ継続的にモニタリングし、必要な措置を、適時かつ迅速に講じるための仕組みを導入し、実施すること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(2) 内部進行管理の充実 業務部門ごとに業務目標を設定し、業務処理の進行管理を行うことにより、計画的な業務管理を実施するとともに、次の仕組みを導入する。</p> <p>① 業務の進行状況を把握するため、各業務部門にモニターを置き、継続的にモニタリングを行う。</p> <p>② モニターと各業務部門の管理者及び役員によるモニタリング評価会議を年4回開催する。評価会議において、各業務部門の業務の達成度を評価するとともに、評価の結果により、業務の見直しを含めた措置を講ずる。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(2) 内部進行管理の充実</p> <p>① モニタリング評価会議の開催 平成18年度及び中期計画期間の評価結果を次期中期計画及び年度計画に反映させ、より適切な進行管理を行うとともに、個々の状況に応じた業務の改善を図るため、モニターと各業務部門の管理者及び役員によるモニタリング評価会議を年度中に4回開催する。</p> <p>② 入所者及び職員の健康・安全の確保。入所者及び職員の健康管理や事故防止に留意するとともに、防災対策を講ずる。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(2) 内部進行管理の充実</p> <p>① モニタリング評価会議の開催等 ア 平成19年度は4回開催し、同評価会議から出された意見等については、各所属部門に周知し、進行管理に努めた。</p> <p>第1回 19年 8月30日 (第1・四半期分) 第2回 19年10月25日 (第2・四半期分) 第3回 20年 1月31日 (第3・四半期分) 第4回 20年 3月13日 (第4・四半期分)</p> <p>イ 苦情解決報告会の開催 弁護士他1名の第三者委員を交えた苦情解決報告会を20年3月に開催し、保護者から出された苦情・要望等を審議した。</p> <p>② 施設利用者および職員の健康・安全の確保 ア 施設利用者の健康および安全管理のため、定期的な健康診断やインフルエンザ予防接種等の予防策を、当法人の診療所を中心に他の医療機関等の協力を得て実施した。 なお、施設利用者の介護を担当する生活支援員に対して、診療所看護師が講師となり、施設利用者の健康管理についてのテーマ別講習会を2回開催した。</p> <p>第1回 5月16日 「寮でできる拘縮予防」 26人参加 第2回 6月28日 「やさしい褥瘡予防」 22人参加</p> <p>イ 職員の健康管理については、定期的に行う健康診断及び人間ドックのほか、インフルエンザ予防接種(10月)等を実施した。</p> <p>ウ ノロウィルス流行前の11月に感染症対策委員会を開催し、ノロウィルスに対する予防の注意喚起と、万が一感染した場合の蔓延防止策の徹底を図った結果、19年度は施設利用者等の集団発生を防ぐことができた。</p> <p>③ 事故防止対策の実施 ア 事故防止対策委員会の開催 事故には、誤与薬、転倒事故、所在不明等、職員の不注意に因るもの、施設利用者本人又は他の施設利用者に因るものなど様々な理由があることから、事故防止対策委員会を定期的に開催し、事故報告書やヒヤリハット報告書をもとに発生原因の分析、事故防止策などを検討した。その検討結果については、各部署に周知し、同じ事故が起らないよう注意を喚起した。(※ ヒヤリハットは、事故報告レベル0~5のうち、レベル2以下の治療・処置の必要性を生じない程度。)</p> <p>・19年度事故発生実績 70件 (18年度69件) ・19年度ヒヤリハット実績 57件 (18年度66件)</p> <p>イ 事故防止対策の実施と事故防止月間 毎年度7月を事故防止月間とし、重点的に防止対策を実施した。事故防止月間には、薬品類(医薬品や消毒薬品等)や刃物の保管状況の点検を実施した。 そのほか、交通安全のためのチラシの配布(5月実施)、危険箇所の点検(7月末実施)等の事故防止対策を実施した。</p> <p>ウ 所在不明事故の発生 上記のように組織的に事故防止対策に取り組んできたが、4月末に施設利用者1人の所在不明が発生した。法人として、速やかに捜索本部を設置し、組織を挙げて連日、敷地内及び高崎市、周辺市町の捜索を行うとともに、地元警察や消防等の公共機関、交通機関、マスコミ等に協力を依頼し対応してきたが、現時点においても、所在の確認に至っていない。 こうした事故の発生を踏まえ、法人として、支援に当たる職員の一人ひとりに支援方法の再確認を促すとともに、総合施設の全職員を対象としたリスク管理研修会(※)の開催、定点の通行確認を目的として防犯カメラを設置するなどの緊急措置を講じた。</p>

中期目標	中期計画	平成19年度計画	業務実績			
			<p>また、こうした事故が二度と起こらないよう、事故が発生した状況の把握と原因の分析を行い、6月末に関係者の処分を行うとともに、苦情解決報告会や第三者評価委員会、顧問弁護士に報告し、再発防止に向けてどのような取組が必要か意見等を伺った。</p> <p>(※) リスク管理研修会の開催 上記の事故を踏まえ、総合施設において、所在不明の防止と万が一所在不明が発生した場合の対応等を徹底するため、「リスク管理研修会」を施設利用者の支援に当たる全職員を対象に実施した。 総合施設長及び生活支援部第1課長、第2課長を講師として、8月29日を皮切りに通算12回開催した。</p> <p>エ 不審者(車)対策の実施 不審者(車)対策として、①委託警備会社による巡回パトロールの強化、②地元警察署への巡回パトロールの強化要請、③不審車両・不審者に係る通報等に関する職員の対応方法の周知徹底、④道路標識、指示板の設置等の防止策を講じた。 また、5月から警備室横に防犯カメラを設置し、さらに、7月末には不審者(車両)の敷地内への侵入を監視するため、施設内に防犯カメラを4か所増設した。</p> <p>④ 防災対策の実施 定期的な避難訓練のほか、利用者及び役職員等を対象とした総合防災訓練を10月に高崎市中央消防署の協力を得て実施した。 当日は、震度6の大地震の発生による火災発生を想定し、避難訓練、初期消火訓練(消火器、屋外消火栓を使用)、担架を使用しての搬送訓練及び「起振車」による地震体験を実施した。</p>			
評価の視点等		自己評価	B	評価項目2	評定	C
		<p>モニタリングを通じた業務運営の進行管理に努めるとともに、施設利用者の健康・安全対策、事故防止対策に法人全体に取り組む体制を確保し、組織的に対応することにより、ノロウィルス等の感染症の蔓延防止や事故防止の徹底を図った。 所在不明の事故に対しては、結果には繋がっていないが、法人として、早期に捜索体制を整備し、組織を挙げて連日、捜索を行うとともに、公共機関等の協力を効果的に得るなど、地元警察等に相談しながら、法人として考えうる範囲内の対策を講じたものと考えている。</p>			<p>(委員会としての評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内部進行管理の充実については、平成19年度当初施設利用者の所在不明事故が発生し、現時点においても未解決となっているが、のぞみの園が施設を運営する上で、施設利用者の生命と安全を守ることが最も尊重されるべきものであるにも関わらず、このような深刻な事故が起こってしまったことについて、極めて遺憾と言わざるをえない。のぞみの園においては、当該利用者の所在確認に引き続き努力するとともに、二度とこのような事故が起こらないよう、管理監督する立場である役員、並びに幹部職員はもとより法人職員の一人ひとりに対して、「施設利用者の安全を守り、生命を尊重する」という基本の徹底と支援方法等の再点検を行うなど、再発防止に向けた最大限の対策を講じる必要がある。</li> <li>また、事故防止対策として、これまで法人組織内に「事故防止対策委員会」を設置し、事故事例の分析と注意喚起を図ってきたが、平成19年度の事故件数は、前年度と比較して総じて減少していないことから、さらにこうした仕組が十分に効果を上げるよう取組の徹底に努められたい。施設利用者の重度・高齢化等により抜本的な解決が困難という背景があったとしても、施設利用者の安全の確保、健康の維持の観点から、事故防止に向けて不断に努力することは重要であり、引き続き発生原因の分析や事故防止策の工夫を行うことが必要である。</li> <li>なお、この項目の評定に当たり、当委員会としては、事故防止を除いたその他の事項(モニタリングによる業務運営の進行管理、感染症対策等)については、概ね計画どおり進んでいるものと評価するが、上記のような所在不明事故の発生の重大性に鑑み、法人の自己評価より低いC評価とし、再発防止に向けた取組に万全を期すことを希望する。</li> </ul>	
<p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度及び中期計画期間の評価結果を次期中期計画及び年度計画に反映させ、より適切な進行管理を行うとともに、個々の状況に応じた業務の改善を図るため、モニターと各業務部門の管理者及び役員によるモニタリング評価会議を年度中に4回開催する。</li> </ul>		<p>モニタリング評価会議を19年度中に4回開催した。(業務実績「モニタリング評価会議の開催等」(P.3)参照)</p>			<p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>所在不明事故が発生し、未だ解決していないことは問題である。安全管理に対する認識が甘いように思われる。</li> <li>発生してはならない事故であり、当法人の事業目的の根本が達成されていない。極めて残念。</li> </ul>	
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リスクマネジメントの観点から、感染症等の発生を予防するための対策、利用者の施設内における事故を防止するための対策が講じられているか。これらの感染症等や事故が発生した場合の対策は講じられているか。また、予期せぬ災害等が発生した場合の対策は講じられているか。</li> </ul>		<p>実績：○ 感染症等の発生の未然の防止と万一発生した場合の対策を講じるため、「衛生委員会」のほか、「感染症対策委員会」を設置するとともに、施設利用者の施設内における事故を防止するため、「事故防止対策委員会」を定期的開催し、発生事故事例の分析と注意喚起を図った。 また、所在不明の事故を受けて、「リスク管理研修会」を8月末から延べ12回開催し、事故防止の徹底を図った。 さらに、災害等の発生に備え、定期的な避難訓練を行うほか、地元消防署からの協力を得て総合防災訓練を実施した。(業務実績「施設利用者および職員の健康・安全の確保」他(P.3~4)参照)</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>従来から想定されてきたリスクが顕在化している状況が感じられる。リスクは実際に起こるとの気構えで対応していただきたい。</li> </ul>	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症の発生はなかった。所在不明事故が発生した。総事故件数の変化が余り見られないことなど総合的に見てB評価とします。</li> <li>・ ヒヤリハットを作るだけでなく各部所へ連携することを高く評価。今回、行方不明者を出したのは大変残念だが、自ら失踪したので問題全てを施設に帰することは、かえってムリな高コスト、非効率、非人道な管理を生む可能性も考えられるので配慮が必要と考える。今回の行方不明事件を踏まえても、行うべきことを十分に行っていると考え（リスク管理研修会など、再発防止など）A評価としたいところだが、事件発生後、直後に評価委員会で直後に公表すべきと考えるためB。</li> <li>・ 利用者が1年以上にわたり、行方不明であることは、残念で深刻な事案である。責任の所在にてらして処分なされていることは評価される。ご本人の健在を願うとともに、今後も事故防止に努めていただきたい。</li> <li>・ 事故防止対策の実施を行っているとなっているが、所在不明事故を引き起こしている事実から、評価をCとする。</li> <li>・ リスク管理に関しては重大な対策不備であり、他の努力は認められるが、Bとは言えない。 所在不明事故に対する責任や処分が直接の担当者やその管理者だけにされただけでは納得できない。管理責任がある理事長はじめ役職者、責任者が責任を取り、処分されなければならないと思われる。 又、健康・安全対策、事故防止対策については、リスク管理の観点から当然、以前から万全な対策が取られていなければならない事項であり、事故後に対応が行われたことは評価できない。</li> </ul>
--	--	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情解決のためのシステムは「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成12年6月7日障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知）」に則して、適切に機能しているか。</li> </ul>	<p>実績：○ 弁護士のほか1名の第三者を交えた「苦情解決報告会」を3月に開催した。報告会においては、保護者から出された苦情・要望等を審議し、第三者委員から適切なアドバイスを受けた。これらの結果等については、関係各部所に伝えられ、施設利用者への支援の向上等に繋がるよう周知徹底を図った。（業務実績「モニタリング評価会議の開催等」(P.3)参照）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務の進行状況を組織的かつ継続的にモニタリングしているか。（各業務部門にモニターを配置しているか。）</li> </ul>	<p>実績：○ 各業務部門ごとにモニターを配置し、継続的に業務目標に対する進捗状況をチェックし進行管理を行った。（業務実績「モニタリング評価会議の開催等」(P.3)参照）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ モニタリングの結果を評価し、必要な措置について、適時かつ迅速に講じるための仕組みを導入し、実施しているか。（モニタリング評価会議（モニター、各業務部門の管理者及び役員により構成）を年4回（平成15年度は2回）開催しているか。）</li> </ul>	<p>実績：○ モニタリングの結果を評価し必要な措置を講じるため、モニタリング評価会議を設置し、19年度中に4回開催した。（業務実績「モニタリング評価会議の開催等」(P.3)参照）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価結果はどのように反映されたか。</li> </ul>	<p>実績：－ モニタリング評価会議において、モニターから業務目標に対する進捗状況等についての意見や提案を受けて、改善策等の議論を行うとともに、その結果等について業務運営への反映に努めた。（業務実績「モニタリング評価会議の開催等」(P.3)参照）</p>	

中期目標	中期計画	平成19年度計画	業務実績																												
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費及び事業費等の経費(運営費交付金を充当するもの)について、中期目標期間の最終年度(平成19年度)の額を、特殊法人の時(平成14年度)に比べて13%以上節減すること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>① 経費の節減 中期目標に基づき、運営費交付金の節減のため、人事評価の仕組みの導入や非常勤職員の積極的な活用により効率的な職員体制の構築を行うほか、給与水準の見直しに取り組む。</p> <p>② 運営費交付金以外の収入の確保 利用者負担を求めることができるサービスについては、社会一般情勢を踏まえ、有償化及び対価の引き上げを図る。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>① 経費の節減 ア 効率的な職員体制の構築のため非常勤職員の積極的な活用を図る。 併せて、非常勤職員のあり方(活用方法、待遇、就労意欲の高揚策等)を検討する。 イ 給与水準については、国家公務員の給与水準を踏まえた見直しを行う。 ウ なお、次期中期計画に向けた給与のあり方を検討する。</p> <p>② 運営費交付金以外の収入の確保 ア 障害者自立支援法に基づく、就労系サービス等の新たな事業展開を検討する。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>① 経費の節減 ア 人件費の縮減を図るため、定年退職者等の退職後の補充については、非常勤職員等を配置することにより対応した。 なお、非常勤職員の待遇等についての検討を行った。</p> <p>イ 役職員給与については、16年度から19年度まで給与水準の見直しを実施し、中期目標期間の合計で14%の引き下げを行った。 ・15年度 役員俸給△1.2% 賞与△0.2月 職員俸給△1.1% 賞与△0.25月 ----- ・16年度 役員俸給△3.5% ・17年度 役員俸給△3.5% ・18年度 役員俸給△3.5% ・19年度 役員俸給△3.5% 合計△14%</p> <p>② 運営費交付金以外の収入の確保 ア 就労系サービス等の新たな事業展開の検討 18年10月の障害者自立支援法の本格実施に伴い、新事業体系に移行し事業展開を行った。また、施設利用者の地域移行等による減少を踏まえ、地域生活支援関係の事業の拡充を図るなど、収入の確保に努めた。 なお、新たな事業として、就労移行支援事業を20年度から取り組むこととし、当法人のノウハウを生かし、その実践を重度の知的障害者の就労支援モデルとして提供できるような事業となるよう、実施方法等の検討を行った。</p> <p>〈現在実施している事業〉 ○居住支援サービス ・施設入所支援事業 定員470人 ・共同生活介護事業(ケアホーム) 定員 5人 ○日中活動支援サービス ・生活介護事業 定員510人 ・自立訓練(生活訓練)事業 定員 40人 ○短期入所(ショートステイ)事業 定員 4人</p> <p>短期入所事業実績 単位:人、日</p> <table border="1" data-bbox="1893 1497 2561 1749"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">項目</th> <th colspan="4">平成19年度</th> </tr> <tr> <th colspan="2">性別</th> <th colspan="2">地域</th> </tr> <tr> <th>利用者</th> <th></th> <th>男性</th> <th>女性</th> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者</td> <td>108</td> <td>79</td> <td>29</td> <td>81</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>延べ日数</td> <td>818</td> <td>551</td> <td>267</td> <td>704</td> <td>114</td> </tr> </tbody> </table> <p>○地域生活支援事業 ・相談支援事業(高崎市相談支援事業の受託) ・日中一時支援事業(高崎市、藤岡市、安中市、沼田市、南牧村より事業を受託)</p>	項目		平成19年度				性別		地域		利用者		男性	女性	市内	市外	利用者	108	79	29	81	27	延べ日数	818	551	267	704	114
項目		平成19年度																													
		性別		地域																											
利用者		男性	女性	市内	市外																										
利用者	108	79	29	81	27																										
延べ日数	818	551	267	704	114																										

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 1 9 年 度 計 画	業 務 実 績																										
		<p>イ 地方自治体等の実施事業を受託する。</p>	<p style="text-align: center;">日中一時支援事業 <span style="float: right;">単位：人、日</span></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="text-align: center;">項目</th> <th rowspan="3" style="text-align: center;">総 数</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">平成19年度</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">性 別</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">地 域</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">男性</th> <th style="text-align: center;">女性</th> <th style="text-align: center;">市内</th> <th style="text-align: center;">市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">利用者</td> <td style="text-align: center;">43</td> <td style="text-align: center;">27</td> <td style="text-align: center;">16</td> <td style="text-align: center;">38</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">延べ日数</td> <td style="text-align: center;">92.5</td> <td style="text-align: center;">88.75</td> <td style="text-align: center;">3.75</td> <td style="text-align: center;">90.00</td> <td style="text-align: center;">2.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>(将来実施を検討している事業)  *就労系の事業（就労移行支援、20年度実施予定）  *行動援護事業 等</p> <p>イ 群馬県等の実施事業の受託  当法人の目的・機能に沿った業務として、地元群馬県や高崎市、国（厚生労働省）から次の事業を受託している。</p> <p>(ア) 群馬県からの受託</p> <p>a 障害者相談支援事業の受託  群馬県から全県的な相談支援体制の構築を行うため、県内の状況を把握し、人材育成や相談に係るアドバイス等を行うことを目的とした「障害者相談支援事業」を受託した。  活動としては、障害者自立支援協議会（群馬県主催）が開催する全体会議における相談支援体制の構築に向けたシステム作りや、障害福祉計画の具現化に向けた協議の場に参加し、諸課題の検討及び解決に向けた提案等や地域自立支援協議会への助言等を行った。</p> <p>b 行動援護従業者養成研修実施事業の受託  行動障害のある知的障害者（児）等に対して、外出時および外出の前後に必要な支援を行うために必要な知識・技術を有する行動援護従業者の養成を図ることを目的として研修を実施した。</p> <p style="text-align: center;">・群馬県行動援護従業者養成研修実施事業 受講者30人</p> <p>c 知的障害者(児) ホームヘルパー養成基礎研修実施事業の受託  居宅介護に従業しているが、知的障害者(児) へのサービス提供の経験がない者に対し、サービス提供に関する基礎的な知識を研修することにより、適切な知識を備えたヘルパーの確保及びサービスの質の向上を図ることを目的とした研修を実施した。</p> <p style="text-align: center;">・ホームヘルパー養成基礎研修実施事業 受講者22人</p> <p>(イ) 高崎市からの受託  相談支援事業の受託  情報の提供等の便宜を供与し、社会生活を営むことができるようにするため、「相談支援事業」を受託した。</p> <p>(ウ) 国からの受託  障害者保健福祉推進事業（障害者自立支援調査研究プロジェクト）に係る「行動援護従業者養成研修演習プログラム開発事業」を国（厚生労働省）から受託した。</p> <p>a 行動援護従業者養成中央セミナーの実施  各都道府県の行動援護従業者を対象として、行動援護に関する演習プログラムを実践</p>	項目	総 数	平成19年度				性 別		地 域		男性	女性	市内	市外	利用者	43	27	16	38	5	延べ日数	92.5	88.75	3.75	90.00	2.50
項目	総 数	平成19年度																											
		性 別				地 域																							
		男性	女性	市内	市外																								
利用者	43	27	16	38	5																								
延べ日数	92.5	88.75	3.75	90.00	2.50																								

中期目標	中期計画	平成19年度計画	業務実績																																
		<p>ウ 専門学校の学生、ホームヘルパー研修受講者等の実習を推進する。</p>	<p>することにより、各都道府県における行動援護従業者養成研修の実施の拡大を図ることを目的に実施した。</p> <p>第1回 7月2日～4日、於：高崎市（ホテルメトロポリタン高崎） 受講者 85人</p> <p>第2回 3月4日～6日、於：高崎市（1日目・2日目ホテルメトロポリタン高崎） （3日目ワシントンホテル） 受講者 59人</p> <p>b 行動援護従業者養成研修検討委員会の開催 平成18年度の行動援護テキスト編集委員会を維持・継続させ、名称を「行動援護従業者養成研修検討委員会」と改め、次の項目について検討を行った。委員会は5月から開催し、合計で10回開催した。</p> <p>a) 演習プログラムの開発に必要な実態把握について ①都道府県を対象とした「行動援護従業者養成研修等に関するアンケート調査」と、②行動援護従業者を対象とした「行動援護従業者の行動援護事業実施に関する意識調査」の2つの調査を行った。</p> <p>b) 行動援護普遍化に向けた課題の整理について 上記の2つの調査結果から課題を整理し、「行動援護従業者に関する都道府県・事業所アンケート調査報告書」にまとめた。</p> <p>c) 課題整理を踏まえ行動援護の養成に関する演習プログラムの再構成について 7月に実施した演習プログラムを再構成し、再構成後の演習プログラムをもとに、20年3月に「行動援護従業者養成中央セミナーⅡ」を実施した。</p> <p>d) 演習ビデオの作成について 再構成後の演習プログラムをもとに実施した行動援護従業者養成中央セミナーⅡの様子をDVD化し、全国47都道府県に配付した。</p> <p>ウ 福祉系大学等の学生、ホームヘルパー研修受講者等の実習を受入れた。</p> <p>エ 診療収入の確保 (ア) 診療所について、診療報酬算定の条件となっている施設基準への適合の維持に努めるなど、診療報酬請求業務を適正に行うとともに、ホームページ等において、地域の知的障害者等についても受診が可能なことの周知を図ることにより、診療収入の確保に努めた。</p> <p style="text-align: center;">診療収入の推移</p> <table border="1" data-bbox="1863 1276 2588 1339"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入額</td> <td>87,731 千円</td> <td>98,768 千円</td> <td>99,921千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 他の医療機関からMR I 検査の要請を受入れ、機器稼働率の向上に努めた。</p> <table border="1" data-bbox="1893 1459 2487 1795"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>増△減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4～6月</td> <td>41</td> <td>36</td> <td>△5</td> </tr> <tr> <td>7～9月</td> <td>52</td> <td>23</td> <td>△29</td> </tr> <tr> <td>10～12月</td> <td>25</td> <td>50</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>1～3月</td> <td>23</td> <td>45</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>141</td> <td>154</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table>		17年度	18年度	19年度	収入額	87,731 千円	98,768 千円	99,921千円		18年度	19年度	増△減	4～6月	41	36	△5	7～9月	52	23	△29	10～12月	25	50	25	1～3月	23	45	22	計	141	154	13
	17年度	18年度	19年度																																
収入額	87,731 千円	98,768 千円	99,921千円																																
	18年度	19年度	増△減																																
4～6月	41	36	△5																																
7～9月	52	23	△29																																
10～12月	25	50	25																																
1～3月	23	45	22																																
計	141	154	13																																



評価の視点等	自己評価	A	評価項目3	評 定	A
	19年度の運営費交付金（予算額）については、給与水準の見直しや人員の削減、運営費交付金以外の収入の確保を計画的に行うことにより、中期目標・計画をやや上回る節減を図ることができた。			(委員会としての評定理由)	
<b>【数値目標】</b> ・ 一般管理費及び事業費等の経費（運営費交付金を充当するもの）について、中期目標期間の最終年度（平成19年度）の額を、特殊法人の時（平成14年度）に比べて13%以上節減すること。		19年度の運営費交付金（予算額）については、14年度と比較して△13.08%となり目標を達成した。		(各委員の評定理由)	・ 経費削減については 目標値に達していることは評価できる。  ・ 入所者、職員の変化を考えると決して高い評価を与えられない。
<b>【評価の視点】</b> ・ 一般管理費及び事業費等の経費（運営費交付金を充当するもの）について、特殊法人の時に比べ、どの程度節減が図られているか。 （①人事評価の仕組みの導入、②非常勤職員の積極的な活用による効率的な職員体制の構築、③給与水準の見直し）	実績：－ 19年度の運営費交付金（予算額）は、2,553百万円となったが、次の取組を行うことにより、14年度と比較して△384百万円（△13.08%）の節減となった。 ① 人事評価については、職能、業績及び情意評価、並びに目標管理評価を実施したが、その結果を給与に反映させるためにはいくつかの課題を整理する必要があるため、給与への反映までには至っていない。 ② 定年退職者の退職後の補充について、医療関係者等の特定の職種を除き行わない方針を継続し、非常勤職員を積極的に活用した。 ③ 給与水準については、19年度においても3.5%の引き下げを行っており、これにより、16年度から19年度までの4年間で14%の引き下げとなった。（業務実績「経費の節減」(P.6)参照)			・ 中期目標・計画をやや上回る節減を図っている。診療所収入も徐々に増えてきている。MRI稼働率向上にも対応がとられている。  ・ 給与水準の引き下げは中期計画を上回っているが、これは人件費削減のところで評価している。一方、人事評価制度について、給与への反映が遅れていること等もあり、B評価とします。  ・ 経費削減が大いに進んでいることを高く評価（人件費が3年間で14%減など）  ・ 平成14年度に比して、13.08%の運営費交付金の縮減を実現したことは評価される。しかし、利用者数減に伴う職員数の減に伴うものを考慮すれば、さらに努力していただきたい。  ・ 業務運営の効率化に関しては、経費節減に努力の結果がみられた。（目標達成）診療収入、実習料、他の収入を図るなど、努力の結果がみられた。	
・ 機能訓練の有償化、実習料の検討状況はどうか。		実績：－ 機能訓練については、18年4月に理学療法士を確保し、診療報酬の請求を行っており、有償により実施している。 福祉系の大学、専門学校の学生が行う実習に係る費用については、適切な額の負担を求めている。		・ 19年度の運営費交付金が、14年度に比べて△13.08%は、数字の面からだと目標達成といえるが、利用者数や職員数の減少、その他の要因を考えるとA評価にならない。 国や県から事業受託することは大切なことではあるが、適切な収入と言えるのか。これだけ多額の税金で運営している法人であるので、その予算内で出来ることではないのか。さらに県や国の税金を、上乗せして使用しているようで、疑問が残る。	

中期目標	中期計画	平成19年度計画	業務実績															
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>2 効率的な施設・設備の利用 施設・整備を有効活用し、業務運営の効率化を図ること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 効率的な施設・設備の利用</p> <p>(1) 施設・設備について、地域の社会資源・公共財として、福祉関係者、ボランティア等の活動の場としての利用を進める。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 効率的な施設・設備の利用</p> <p>(1) 施設・設備について、地域の社会資源・公共財として、福祉関係者、ボランティア等の活動の場としての利用を進める。</p> <p>① 地域住民参加型の交流会を年1回以上開催する。</p> <p>② 福祉関係者の大会や研修会等を誘致する。</p> <p>③ 知的障害についての一般市民の理解を深めるため、青少年（高校生）を対象としたボランティア講座等を年1回以上開催する。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するため採るべき措置</p> <p>2 効率的な施設・設備の利用</p> <p>(1) 施設・設備の有効活用</p> <p>① 地域との交流</p> <p>ア 10月21日に「第5回のぞみふれあいフェスティバル」を開催した。フェスティバルも5回目を迎え、地域の年中行事の一つとして定着している。フェスティバルにおいては、イベントや作品展示のほか、地域の方々のための施設見学ツアー、福祉・医療相談及び模擬店などを実施した。 ・参加者数 1,958人</p> <p>当施設の施設利用者は、模擬店等における就労体験や買い物体験に参加し、地域の住民と積極的に交流の機会をもつことに努めた。</p> <p>イ 地元中学校（吹奏楽部）との「福祉交流会」を、当法人施設（文化センター）において3月19日に開催した。 ・参加者数 47人</p> <p>ウ 上記のほか、毎年、定例的に当法人施設（文化センター）において、カラオケや踊り等を通じた地域ボランティアとの交流の機会をもった。</p> <p>② 福祉関係者の大会等の誘致 福祉関係者の大会や研修会等の誘致について、国や地方自治体及び民間団体等に働きかけを次により行った。</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 群馬県知的障害者福祉協会初任者研修会</td> <td>参加者数86人</td> </tr> <tr> <td>イ 群馬県行動援護従業者養成研修会（3日間）</td> <td>参加者数30人</td> </tr> <tr> <td>ウ 群馬県知的障害者（児）ホームヘルパー養成基礎研修会（2日間）</td> <td>参加人数22人</td> </tr> </table> <p>③ 地域住民の理解を得る取組 知的障害についての地域住民の理解を深めるため、次の取組を行った。</p> <p>ア 8月4日～5日の2日間、「高校生のためのボランティア講座2007」を開催した。 ・参加校：高崎市内2校23人（延べ46人）</p> <p>イ 職員研修会や障害医療セミナーに地域住民等が参加できるようにした。</p> <table border="0"> <tr> <td>・参加者</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>職員研修会</td> <td>12月12日</td> <td>88人</td> </tr> <tr> <td>障害医療セミナー</td> <td>10月26日</td> <td>108人（地域住民22人）</td> </tr> </table> <p>ウ 中学校の職場体験学習として、9月10日～14日の5日間、高崎市内中学校の生徒20人を受入れた。</p> <p>エ 「高校生ふれあい看護体験」として、高崎市内高校生3名を7月26日に診療所にて受け入れた。</p> <p>④ 現場実習の受入 近隣の養護学校の生徒に対する現場実習の受け入れ支援を行った。 ・参加者 県内6校29人</p>	ア 群馬県知的障害者福祉協会初任者研修会	参加者数86人	イ 群馬県行動援護従業者養成研修会（3日間）	参加者数30人	ウ 群馬県知的障害者（児）ホームヘルパー養成基礎研修会（2日間）	参加人数22人	・参加者			職員研修会	12月12日	88人	障害医療セミナー	10月26日	108人（地域住民22人）
ア 群馬県知的障害者福祉協会初任者研修会	参加者数86人																	
イ 群馬県行動援護従業者養成研修会（3日間）	参加者数30人																	
ウ 群馬県知的障害者（児）ホームヘルパー養成基礎研修会（2日間）	参加人数22人																	
・参加者																		
職員研修会	12月12日	88人																
障害医療セミナー	10月26日	108人（地域住民22人）																

中期目標	中期計画	平成19年度計画	業務実績						
	<p>(2) 地域の知的障害者に対する支援の充実を図るために、診療部門、治療訓練部門、作業活動部門の活用を図る。</p>	<p>(2) 地域の知的障害者に対する支援の充実を図るため、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス体系に則して日中活動部門の充実を図るとともに、診療部門の一層のニーズへの対応を促進する。</p> <p>① 地域の知的障害者の「日中活動の場」として活用しやすくするような事業を関係機関と調整を図りつつ、構築する。</p> <p>② 地域の知的障害者が地域生活を送る上での医療的ノウハウを提供する。</p> <p>③ 障害医療セミナーを年2回以上実施する。</p> <p>④ 地域の知的障害者等に対して、リハビリ外来、心理外来を積極的に進める。</p>	<p>(2) 地域の知的障害者に対する支援の充実を図るため日中活動部門等の一層の充実</p> <p>① ニーズの把握と事業の検討  ア 市街地に設置した地域相談支援センター「サポートパルやちよ」の活動を通じて、地域の知的障害者のニーズを把握した。  地域相談支援センターの活動として、指定を受けた相談事業所として高崎市自立支援協議会に参加しており、関係機関と連携を図りながら、こうしたニーズの実現に向けてどのような取組が必要か検討を行っている。  なお、地域相談支援センターの機能の充実を図るため、4月から非常勤相談支援専門員1名を増員して体制の整備を図っている。</p> <p>イ 当法人としては、日中活動のひとつのメニューとして、障害者自立支援法に基づく就労移行支援事業を20年度から実施するべく、地域のニーズ等を踏まえた実施方法等の検討を19年度に行った。</p> <p>② 地域の知的障害者に対する医療的支援  ア 診療所の外来診療を通じて、障害者支援施設職員及び在宅の知的障害者家族等に対し、医療的ノウハウを提供した。</p> <p>イ 知的障害者や発達障害者の支援に関わる臨床心理士、養護学校教諭、保育士、学童支援センターのヘルパー等を交えての会議の開催や講演等を通じて、行動や学習面での対策や現状の分析、今後の養育方針等に関する情報提供や心理的指導・助言を行う取組を行っており、19年度は会議を2回開催し、講演を2回行った。</p> <p>③ 障害医療セミナーの開催  地域の知的障害者の保護者、障害者支援施設職員等を対象として、最先端の医療知識の紹介と普及を目指した「障害医療セミナー」を定期的に開催しており、19年度は10月に開催した。  また、実施に当たっては、新聞社、公共機関、関係団体、関係施設等に対する広報に努めた。  講演会終了後、アンケートを実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1855 1266 2561 1402"> <thead> <tr> <th>実施日</th> <th>テーマ</th> <th>参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19. 10. 26</td> <td>「シーティングについて」 講師：K大学准教授</td> <td>108人 (22人)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">注：参加者欄の下端（ ）書きは、地域の参加者（内数）である。</p> <p>④ 心理外来等の実施  心理外来を利用している保護者等を対象に、心理外来学習会を開催した。  なお、アンケート調査の結果、この学習会の内容について、95%の参加者から①満足②大変分かりやすい③子どもに直ぐに応用できる④大変勉強になる等の回答を得た。  また、心理外来には、県内のみならず、県外からも心理相談や療育相談に訪れ、高い評価を得た。</p>	実施日	テーマ	参加者	H19. 10. 26	「シーティングについて」 講師：K大学准教授	108人 (22人)
実施日	テーマ	参加者							
H19. 10. 26	「シーティングについて」 講師：K大学准教授	108人 (22人)							

中期目標	中期計画	平成19年度計画	業務実績																																																
	<p>(3) 職員宿舎等の空き室について利用者の自活訓練の場としての活用を図る。</p> <p>(4) その他、敷地についても全国的知的障害者等の野外活動（療育キャンプ等）等の場として活用を図る。</p>	<p>(3) 職員宿舎等の空き室について、利用者の地域生活体験の場としての効果的な活用を図る。</p> <p>(4) 敷地については、その活用策について、再度検討する。</p>	<p>(3) 職員宿舎等の空き室の活用</p> <p>① 職員宿舎の空き室の活用  ア 施設利用者の地域生活への円滑な移行を進めるため、宿泊体験や地域生活体験を提供する地域生活体験ホームを設置しているが、その一つの形態として職員宿舎の空き室を有効活用して実施している。</p> <p>「あおぞら」における地域生活体験利用状況</p> <table border="1" data-bbox="1828 464 2638 646"> <thead> <tr> <th>棟(戸数)</th> <th>利用定員</th> <th>4月</th> <th>6月</th> <th>8月</th> <th>10月</th> <th>12月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A1 : 4</td> <td>3戸・9人</td> <td>6人</td> <td>8人</td> <td>8人</td> <td>8人</td> <td>7人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>A4 : 6</td> <td>4戸・12人</td> <td>11人</td> <td>11人</td> <td>5人</td> <td>5人</td> <td>5人</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>A5 : 1</td> <td>1戸・3人</td> <td>2人</td> <td>2人</td> <td>2人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>B1 : 4</td> <td>3戸・9人</td> <td>4人</td> <td>4人</td> <td>7人</td> <td>9人</td> <td>6人</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>計 : 15</td> <td>11戸・33人</td> <td>23人</td> <td>25人</td> <td>22人</td> <td>22人</td> <td>18人</td> <td>14人</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：上記定員欄の室には、共有スペース等（デイルーム、談話室、援助人室）を除く。</p> <p>② 既存寮の建物等の活用  ア 寮再編に伴い、空き寮となった旧すずらん寮について、受託作業の場（タオルたたみ）として活用を図るとともに、あじさい寮の在籍利用者の日中活動の支援を行う場としても活用した。</p> <p>イ 旧こぼと寮については、地域生活体験ホーム（あおぞら、くるん）及び通所1班の日中活動利用者への昼食支援の場として利用した。</p> <p>ウ 生活寮の第二次再編については、9月に「はぎ寮」を閉寮し、在籍利用者をそれぞれ9か寮に転寮させたが、これにより生じた空き寮舎については、こまどり寮舎として使用した。</p> <p>(4) 敷地の活用</p> <p>① 地元小中学校の育成会などの関係団体や地域の公民館等に対して、法人施設の一般開放についての広報活動を行い、キャンプ等の活用等呼びかけた。（5月、7月）</p> <p>② 春から秋にかけて、高崎市内の幼稚園や保育所の野外保育の場として、牧場の敷地を開放した。</p> <p>③ 地域の高校のマラソンコースや近隣住民によるウォーキングラリーのイベントコース、地域住民の散歩等の場として提供した。</p>	棟(戸数)	利用定員	4月	6月	8月	10月	12月	3月	A1 : 4	3戸・9人	6人	8人	8人	8人	7人	0人	A4 : 6	4戸・12人	11人	11人	5人	5人	5人	6人	A5 : 1	1戸・3人	2人	2人	2人	0人	0人	0人	B1 : 4	3戸・9人	4人	4人	7人	9人	6人	8人	計 : 15	11戸・33人	23人	25人	22人	22人	18人	14人
棟(戸数)	利用定員	4月	6月	8月	10月	12月	3月																																												
A1 : 4	3戸・9人	6人	8人	8人	8人	7人	0人																																												
A4 : 6	4戸・12人	11人	11人	5人	5人	5人	6人																																												
A5 : 1	1戸・3人	2人	2人	2人	0人	0人	0人																																												
B1 : 4	3戸・9人	4人	4人	7人	9人	6人	8人																																												
計 : 15	11戸・33人	23人	25人	22人	22人	18人	14人																																												

評価の視点等	自己評価	B	評価項目4	評 定	B	
			施設・設備の有効活用の観点から、地域住民や福祉関係者等の積極的な利用を進めたほか、職員宿舎の空き室や寮再編に伴う空き寮について施設利用者の支援に効率的に活用した。			(委員会としての評定理由) ・ 効率的な施設・設備の利用については、地域との交流を図るためのふれあいフェスティバルを開催し、地域住民、ボランティアなど多くの人々の参加を得たほか、各種セミナーや研修会を地域の関係者に開放し好評を得たことを評価するが、今後も、実施回数の増や広大な敷地の効果的な活用等、さらに有効な活用方策を検討されたい。一方、のぞみの園の資産である土地については、事業規模に比較して資産の額が多額となっているが、所有の必要性等を含めて検討を行うことが望まれる。
【数値目標】 ・ 地域住民参加型の交流会を年1回以上開催する。			19年10月に地域住民が参加する「第5回のぞみふれあいフェスティバル」を開催した。(業務実績「地域との交流」(P.10)参照)			
・ 知的障害についての一般市民の理解を深めるため、青少年(高校生)を対象としたボランティア講座等を年1回以上開催する。			19年8月に「高校生のためのボランティア講座2007」を開催した。(業務実績「地域住民の理解を得る取組」(P.10)参照)			(各委員の評定理由) ・ 施設・設備の有効活用について、地域住民や福祉関係者等の積極的な利用を進めている報告があり、評価できる。しかし、もう少し推進をすることが出来たのではないかとと思われる。
・ 障害医療セミナーを年2回以上実施する。			19年度における障害医療セミナーについては、講師の日程調整がつかなかったため、年間1回の開催となった。(業務実績「障害医療セミナーの開催」(P.11)参照)			・ 敷地に関しては、本格的検討が必要。どうして500人に満たない入所者に数十万坪が必要なのか理解不能。不審者問題もおかしい。不明者の発生は言葉を無くしました。敷地が広すぎます。
【評価の視点】 ・ 施設・設備の有効活用により、地域の関係者等の利用や業務運営の効率化が図られているか。		実績：○	地域のボランティア、実習生、見学者をはじめ、多くの地域の関係者の訪問を受けるほか、福祉関係者の大会や研修会、講演会等の会場利用や、地域の知的障害者等の野外活動の場としての敷地の利用など、当法人の所有する土地、建物を多数の地域住民が利用した。また、職員宿舎の空き室等を施設利用者の地域生活体験の場(地域生活体験ホーム)に活用したり、空き寮を作業場として利用するなど、既存施設の有効活用を図った。(業務実績「地域との交流」他(P.10~12)参照)			・ 目標は上回る実績達成には、まだ余地があると思われる。徐々に実績は向上しているとは考えられる。 ・ 施設整備をほぼ計画通り活用されていると評価します。 ・ 大変広い敷地なので、資産の有効活用のため住民を交えて交流会をもう少し増やせないか。 ・ 数値目標1回以上あるいは2回以上となっているが、さらに回数を増やす努力をされたい。(規模は小さくても)
・ 住民を交えた交流会の実施状況はどうか。		実績：－	19年10月に群馬県内の多数のボランティアの協力を得て「第5回のぞみふれあいフェスティバル」を開催し、約1,900人の参加を得た。(業務実績「地域との交流」(P.10)参照)			・ 効率的な施設・設備、人材の有効活用については、より地域住民や福祉関係者への啓発、研修、講座など、年1回以上の目標にかかわらず、1回の開催となっており、より積極的な開催が望まれる。 施設の有効活用もおおむね良い。しかし、更なる活用の工夫が望まれる。
・ 大会や研修会の誘致状況はどうか。		実績：－	群馬県知的障害者福祉協会が主催する県内の福祉施設新任職員に対する初任者研修会や、群馬県が行う地域自立支援協議会についての勉強会を誘致し、当法人施設(文化センター)を会場として提供した。(業務実績「福祉関係者の大会等の誘致」(P.10)参照)			・ 努力されている事が認められるが、今後一層の充実が期待される。
・ 医療セミナーの実施状況はどうか。		実績：－	19年度における障害医療セミナーについては、講師の日程調整がつかなかったため、年間1回の開催となった。(業務実績「障害医療セミナーの開催」(P.11)参照)			
・ 作業部門の通所部は設置されたか。		実績：－	障害者自立支援法に基づく日中活動サービスとして、生活介護510人、自立訓練(生活訓練)40人の利用定員によりサービスを提供している。			
・ 自活訓練としての施設内グループホームの取組状況はどうか。		実績：－	施設内自活訓練は、職員宿舎の空き部屋を活用する等により実施(地域生活体験ホーム)しており、19年度末現在で、利用定員は、45名となっている。(業務実績「職員宿舎の空き室の活用」(P.12)参照)			

中期目標	中期計画	平成19年度計画	業務実績																														
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>3 合理化の推進 外部委託の拡大などによる合理化や単純業務に係る競争入札の実施を推進すること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>3 合理化の推進 重度知的障害者という利用者の特性に十分考慮しながら、次のように外部委託の拡大などによる合理化や単純業務に係る競争入札の実施を推進する。</p> <p>(1) 外部委託の拡大 中期目標期間中に、12業務以上の外部委託を実施する。</p> <p>(2) 競争入札の実施 中期目標期間中に、5件以上の業務について競争入札を実施する。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>3 合理化の推進</p> <p>(1) 外部委託の拡大 障害者自立支援法の施行に伴う新事業体系（新サービス）の実施による事業展開を見極めながら、外部委託が可能となるような業務の検討を行う。</p> <p>(2) 競争入札の実施 利用者の支援サービスへの影響等を考慮し、拡大の可能性について検討を行う。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>3 合理化の推進</p> <p>(1) 外部委託の拡大 障害者自立支援法に基づく事業展開の中で、外部委託の適否について検討したが、該当する業務は見当たらなかった。今後予定する新たな事業については、実施方法等の検討の中で可能性について検討することとしている。</p> <p>(2) 競争入札の実施</p> <p>① 19年度においては、次の業務について競争入札を実施した。</p> <p>ア 清掃（屋内）業務については、18年度末に競争入札により業者を決定し、4月から業務を開始した。</p> <p>イ ゲストハウス運営業務については、18年度末に競争により業者を決定し、4月から業務を開始した。</p> <p>ウ 活動支援棟その他改修工事（施設整備費補助金）については、8月に競争入札により業者を決定し、必要な改修工事を行った。</p> <p>エ 監査契約については、9月にプロポーザル方式により業者選定を行い、会計監査人業務を請け負う外部監査人を決定した。</p> <div style="text-align: center;"> <p>契約方法別の契約金額の割合 (単位：%)</p> <table border="1" data-bbox="1846 1087 2585 1285"> <thead> <tr> <th>契約方法</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競争入札</td> <td>24.9</td> <td>24.8</td> <td>28.1</td> <td>35.9</td> <td>47.3</td> </tr> <tr> <td>随意契約</td> <td>75.1</td> <td>75.2</td> <td>71.9</td> <td>22.5</td> <td>5.6</td> </tr> <tr> <td>プロポーザル</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>41.6</td> <td>47.1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>② 20年度に向けて、次の業務の指名競争入札の実施について検討を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・診療所における医事業務</li> </ul>	契約方法	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	競争入札	24.9	24.8	28.1	35.9	47.3	随意契約	75.1	75.2	71.9	22.5	5.6	プロポーザル	—	—	—	41.6	47.1	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
契約方法	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度																												
競争入札	24.9	24.8	28.1	35.9	47.3																												
随意契約	75.1	75.2	71.9	22.5	5.6																												
プロポーザル	—	—	—	41.6	47.1																												
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0																												

評価の視点等	自己評価	A	評価項目5	評 定	A	
			<p>外部委託は、12業務を実施するとともに、競争入札について、19年度において2件実施し、中期目標期間中に合計8件の競争入札に付すことができおり、中期目標・計画を上回る実績を上げた。</p>			<p>(委員会としての評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務運営における合理化の推進については、①清掃業務及びゲストハウス運営業務について平成19年度契約分から競争入札を導入、②中期目標期間において、外部委託12業務、競争入札8件を実施し中期目標を達成するなど、合理化を計画的に進めた点を評価する。</li> </ul>
<p><b>【数値目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中期目標期間中に、12業務以上の外部委託を実施する。</li> </ul>			<p>中期目標期間中に、12業務の外部委託を実施したが、それ以上の拡大には至らなかった。(業務実績「外部委託の拡大」(P.14)参照)</p>			<p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中期目標・計画を上回る実績を上げていることから評価できる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>中期目標期間中に、5件以上の業務について競争入札を実施する。</li> </ul>			<p>中期目標期間中に、8件の業務について競争入札を実施した。(業務実績「競争入札の実施」(P.14)参照)</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>特段コメントは無し。但し、本当は、診療所そのものの運営を地域連携の時代の中で外部委託することが必要と考える。</li> <li>競争入札は拡大している。外部委託の実施件数も目標は達成した。競争入札実施件数は目標を上回っている。</li> </ul>
<p><b>【評価の視点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部委託の拡大などによる合理化や単純業務に係る競争入札の実施を推進しているか。(①12業務以上の外部委託の実施、②5件以上の業務について、競争入札を実施)</li> </ul>			<p>実績：○ 19年度においては、新たに競争入札を2件実施した。これにより、12業務を外部委託とし、うち11件の競争入札を実施しており、業務運営の合理化に積極的に取り組んだ。(業務実績「外部委託の拡大」他(P.14)参照)</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>競争入札件数が年度計画を上回っているとの自己評価であるが、目標期間中8件との目標は決して多いものではないと考えられ、外部委託の件数の結果も踏まえB評価とします。</li> <li>競争入札導入は、質の問題もあるが、比較的容易なのではないか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>外部委託導入の検討状況はどうか。</li> </ul>			<p>実績：－ 当法人においては、独法化以前から単純業務の多くを外部委託しており、これをさらに拡大すべく検討したが、中期目標・計画策定時の12業務以上の拡大には至らなかった。(業務実績「外部委託の拡大」(P.14)参照)</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>ゲストハウスの運営は、外部委託にすべきものであろうか。内部で対応できないか。プロポーザル提案業者は、複数になっているか。</li> <li>数値目標の達成が見られ、合理化が進んでいる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>競争入札拡大の検討状況はどうか</li> </ul>			<p>実績：－ 19年度においては、清掃(屋内)業務とゲストハウス運営業務について、競争入札を実施した。 これにより、委託業務に係る競争入札の導入については、診療所の医事業務(20年度契約分は19年度に競争入札を実施済み)を最後に、全て競争入札を実施することができた。(業務実績「競争入札の実施」(P.14)参照)</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>実績は認められる。</li> </ul>

中期目標	中期計画	平成19年度計画	業務実績																								
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 自立支援のための取組み 重度知的障害者のモデル的な処遇を行うことにより、入所者の地域への移行を積極的に推進し、入所者数を中期目標期間中において3割から4割程度縮減すること。 また、この場合、特に支援の必要度が高い入所者の地域への移行にも積極的に取り組むこと。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 自立支援のための取組み 中期目標に基づき、地域移行に向けた取り組みを次により実践する。</p> <p>(1) 実施体制 法人内に役員及び各業務部門の管理者により構成される地域移行推進本部を設置し、その実践組織として地域生活支援室(仮称)を設置する。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 自立支援のための取組み 個々の利用者のニーズに対応した個別支援計画を策定し、中期目標に基づき、地域移行に向けた取り組みを実践する。 なお、障害者自立支援法の施行状況を勘案しながら、次年度以降の地域移行計画を再検討する。</p> <p>(1) 実施体制 「生活支援部門」において、個々のニーズに即した支援を提供するため、組織の再編・拡充を行う。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 自立支援のための取組み 障害者自立支援法の事業体系が18年10月から施行され、それまでの24時間を通じたサービスの提供から、「住まいの場」と「日中活動の場」と分離した形でのサービスとされたことに伴い、日中活動として多様なサービスメニューを用意するなど、自立支援を目的としたサービス提供を基本に、施設利用者のニーズに応えられる支援体制の整備に努めた。 また、これまでの取組により、徐々に地域移行者が増加したが、さらにスピードアップを図ることとし、地域移行を計画的に進めるためのプロジェクトチームである「地域移行スピードアップチーム」における検討を19年度においても継続し、具体的かつ重点的な取組を企画しそれを実行した。</p> <p>(1) 19年度の実績 19年度においては、19人が地域移行のため退所した。 (独立行政法人となった15年10月以降は、合計で44人となった。)</p> <p>&lt;19年度地域移行者(人)の状況&gt; ア 性別 : 男性9人、女性10人 イ 移行先都道府県 : 1都、1道、9県(愛知県4人、千葉県3人、群馬県2人、福島県2人、茨城県2人、北海道1人、栃木県1人、東京都1人、岡山県1人、宮崎県1人、熊本県1人)</p> <p>地域移行の実績</p> <table border="1" data-bbox="1745 909 2475 961"> <thead> <tr> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td> <td>5人</td> <td>6人</td> <td>14人</td> <td>19人</td> <td>44人</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1:15年度は、独法化(10月)以降の実績である。</p> <p>また、現在、関係自治体や事業所と調整中となっている者は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1801 1102 2585 1434"> <thead> <tr> <th colspan="2">[20年3月31日現在]</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 利用申請している事業所の空き待ち状態(自治体の入所調整による待機等)である者</td> <td>4人 (男性4人、女性0人)</td> </tr> <tr> <td>イ 事業所に申請中(ケアホーム)</td> <td>6人 (男性3人、女性3人)</td> </tr> <tr> <td>ウ 受入先の事業所を探している者</td> <td>12人 (男性7人、女性5人)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>22人</td> </tr> </tbody> </table> <p>・該当自治体数:1都7県 ・(12人)の都道府県別内訳 東京都5人、茨城県1人、埼玉県1人、神奈川県1人、群馬県1人、長野県1人、静岡県1人、高知県1人。</p> <p>(2) 実施体制 ① 中期目標期間中における2回目の寮の再編成(第二次寮再編)については、生活支援部内に検討委員会を設け、地域移行等に伴う欠員状況等を把握し、具体的な再編に向けての検討を行った。 この結果、はぎ寮を削減対象寮として設定し、再編成に向けた条件整備を進めたうえで、9月に、はぎ寮在籍利用者20人を生活支援部の9か寮に転寮させた。これにより、生活寮を1か寮削減し、20か寮から19か寮となった。</p>	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計	0人	5人	6人	14人	19人	44人	[20年3月31日現在]		区分	人数	ア 利用申請している事業所の空き待ち状態(自治体の入所調整による待機等)である者	4人 (男性4人、女性0人)	イ 事業所に申請中(ケアホーム)	6人 (男性3人、女性3人)	ウ 受入先の事業所を探している者	12人 (男性7人、女性5人)	計	22人
15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計																						
0人	5人	6人	14人	19人	44人																						
[20年3月31日現在]																											
区分	人数																										
ア 利用申請している事業所の空き待ち状態(自治体の入所調整による待機等)である者	4人 (男性4人、女性0人)																										
イ 事業所に申請中(ケアホーム)	6人 (男性3人、女性3人)																										
ウ 受入先の事業所を探している者	12人 (男性7人、女性5人)																										
計	22人																										



中期目標	中期計画	平成19年度計画	業務実績																										
	<p>(2) 実施計画の作成と実践 入所者一人ひとりについて次により地域移行計画を作成し、厚生労働省、関係地方自治体等の協力のもとに、実践する。</p> <p>① 本人及び保護者等家族への説明と同意の確保</p> <p>② 施設支援計画(自活訓練等の段階的移行メニュー)の作成</p>	<p>(2) 実施計画の作成と実践 入所利用者の地域移行に関する基本方針に基づき、次のように実践する。</p> <p>① 厚生労働省、関係団体等が開催する全国規模の会議等の場において、地方自治体の障害福祉担当者や関係者に対して、入所者の地域移行についての考え方・推進状況を説明し、協力自治体・事業所の一層の拡大を図る。</p> <p>② 入所利用者の地域移行にあたっては、計画作成段階から、あらゆる機会を利用して、本人及び家族に理解を求め、同意の確保に努める。</p>	<p>② 利用者個々のニーズに則した支援を提供するため、サービス管理責任者を配置し、個別支援計画の作成と支援の提供について掌理した。</p> <p>(2) 実施計画の作成と実践 施設利用者の地域移行に関する基本方針に基づき、以下の取組を行った。</p> <p>① 国、地方自治体への協力要請 ア 厚生労働省や関係団体等が開催する全国規模の会議等において、資料等を提供し協力を要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国心身障害者コロニー連絡協議会 19年11月29日～30日</li> <li>・全国障害保健福祉関係主管課長会議 20年 3月 5日</li> </ul> <p>イ そのほか、地域移行を予定している者の出身都道府県、市区町村に対して、随時、個別に地域移行に関する具体的な調整を行った。</p> <p style="text-align: center;">協力要請の状況</p> <table border="1" data-bbox="1938 783 2436 867"> <tr> <td>都道府県：1都1道14県</td> <td>53回</td> </tr> <tr> <td>市区町村：30市 6町村</td> <td>140回</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>193回</td> </tr> </table> <p>② 施設利用者本人及び家族への理解と同意 ア 施設利用者の個別支援計画(施設入所支援、日中活動支援)の作成に当たって、地域生活に移行した場合に備えて、洗濯、買い物等のIADL(手段的日常生活動作)を加味した支援計画となるようにした。</p> <p>イ 保護者会総会や各寮ごとに行われる保護者懇談会の際に、寮再編後の状況や障害者自立支援法の内容のほか、地域移行への取組み状況等の説明を行った。 地域移行に関する説明の際には、視覚的に地域での生活を理解していただくために、既に地域移行した利用者4人の生活の様子を撮影した「ケアホームおいしい」のVTRを活用した。また、施設内での宿泊体験や外出時における公共交通機関の利用状況等の説明を行い、施設利用者本人及び家族の地域移行に対する理解を求めた。 この結果、19年度においては、10名の施設利用者等から新たに地域移行の同意を得ることができた。</p> <p style="text-align: center;">平成19年度保護者会実施状況</p> <table border="1" data-bbox="1834 1339 2451 1539"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施寮</th> <th>参加家族数</th> <th>出席者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1課</td> <td>10か寮</td> <td>135</td> <td>206</td> </tr> <tr> <td>第2課</td> <td>10か寮</td> <td>144</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>地域生活体験ホーム</td> <td>1ホーム</td> <td>5</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>21</td> <td>284</td> <td>434</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 地域移行に関するQ&amp;Aを職員に配布して、保護者からの質問・意見に適切に対応できるようにした。</p>	都道府県：1都1道14県	53回	市区町村：30市 6町村	140回	計	193回		実施寮	参加家族数	出席者数	第1課	10か寮	135	206	第2課	10か寮	144	220	地域生活体験ホーム	1ホーム	5	8	計	21	284	434
都道府県：1都1道14県	53回																												
市区町村：30市 6町村	140回																												
計	193回																												
	実施寮	参加家族数	出席者数																										
第1課	10か寮	135	206																										
第2課	10か寮	144	220																										
地域生活体験ホーム	1ホーム	5	8																										
計	21	284	434																										

中期目標	中期計画	平成19年度計画	業務実績																																																											
	<p>③ サービスメニュー（住まいの場と日中活動）と家計負担に基づくライフプランの作成</p>	<p>③ 生活体験の質の向上を図るため、市内の民間住宅等を借り上げ、地域生活を体験する機会と場を拡充する。併せて、職員配置等の支援体制の強化・見直しを図る。 また、障害者自立支援法の新たなサービス体系を生かし、入所利用者の他の事業所の日中活動を利用するなどにより、地域における活動体験の拡充を図る。</p>	<p>③ 宿泊体験、地域生活体験等の提供 地域生活への移行が円滑に行えるよう、施設利用者の状況に応じてゲストハウス（施設内の宿泊施設）や地域生活体験ホームでの短期間の宿泊体験を実施するとともに、地域移行への条件が整った利用者に対しては、退所前に地域での生活にできる限り近い体験の機会を提供するなど、段階に応じた支援を実施している。 なお、こうした宿泊体験等の機会を効果的に提供するため、11月に新たに地域生活体験ホーム「ひじり」を開設した。</p> <p>ア 宿泊体験 地域生活体験ホーム「あおぞら」、「くるん」において、施設利用者の状況に応じて短期（1～2泊）、中期（1週間以上1か月未満）の宿泊体験を継続的に実施した。 敷地内のゲストハウスについては、地域生活体験ホームの長期利用や地域での生活を始める前に、宿泊体験ができる場として利用している。</p> <table border="1" data-bbox="1893 661 2525 829"> <caption>宿泊体験の実施状況</caption> <thead> <tr> <th>体験場所</th> <th>実人員</th> <th>延人員</th> <th>延日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あおぞら</td> <td>41人</td> <td>49人</td> <td>234日</td> </tr> <tr> <td>くるん</td> <td>33人</td> <td>35人</td> <td>78日</td> </tr> <tr> <td>ゲストハウス</td> <td>1人</td> <td>2人</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>75人</td> <td>86人</td> <td>316日</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 地域生活体験 施設利用者に対して地域での生活に近い体験の機会を提供する地域生活体験事業を地域生活体験ホームにおいて実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1852 993 2611 1270"> <caption>地域生活体験実施状況 各年度末現在の人数</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">体験場所</th> <th colspan="5">実人員</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寺尾「あおぞら」</td> <td>10</td> <td>18</td> <td>24</td> <td>23</td> <td>14</td> <td>職員宿舎の空き室</td> </tr> <tr> <td>乗附「くるん」</td> <td>—</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>市内の旧理事長宿舎</td> </tr> <tr> <td>聖石「ひじり」</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>市内の賃貸住宅</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 「くるん」は、平成16年6月から実施。 「ひじり」は、平成19年11月から実施。</p> <p>ウ 就労体験 地域生活体験ホーム利用者の日中活動の充実、勤労・自立意欲の向上を図ることを目的とした独自の取り組みとして、地域生活体験ホームにおいて就労体験学習事業を実施している。</p> <table border="1" data-bbox="1893 1493 2540 1577"> <caption>就労体験学習事業の実施状況</caption> <thead> <tr> <th>就労体験の場</th> <th>実人数</th> <th>延べ人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>映画館（DM作業）</td> <td>3人</td> <td>33人</td> </tr> </tbody> </table>	体験場所	実人員	延人員	延日数	あおぞら	41人	49人	234日	くるん	33人	35人	78日	ゲストハウス	1人	2人	4日	計	75人	86人	316日	体験場所	実人員					備考	H15	H16	H17	H18	H19	寺尾「あおぞら」	10	18	24	23	14	職員宿舎の空き室	乗附「くるん」	—	5	6	7	5	市内の旧理事長宿舎	聖石「ひじり」					5	市内の賃貸住宅	就労体験の場	実人数	延べ人数	映画館（DM作業）	3人	33人
体験場所	実人員	延人員	延日数																																																											
あおぞら	41人	49人	234日																																																											
くるん	33人	35人	78日																																																											
ゲストハウス	1人	2人	4日																																																											
計	75人	86人	316日																																																											
体験場所	実人員					備考																																																								
	H15	H16	H17	H18	H19																																																									
寺尾「あおぞら」	10	18	24	23	14	職員宿舎の空き室																																																								
乗附「くるん」	—	5	6	7	5	市内の旧理事長宿舎																																																								
聖石「ひじり」					5	市内の賃貸住宅																																																								
就労体験の場	実人数	延べ人数																																																												
映画館（DM作業）	3人	33人																																																												

中期目標	中期計画	平成19年度計画	業務実績																																																																																																																																
	<p>④ 移行先との個別の調整を図るなど、地域生活移行に必要な条件整備を行う。</p>	<p>④ 関係自治体（都道府県・市区町村）に対し、実行計画の周知徹底を図るとともに、入所利用者の地域移行が円滑に進むように、必要な基盤整備の充実を要請する。</p> <p>⑤ ①～④を踏まえながら、入所利用者一人ひとりに対して、中期計画で掲げた次の実践について、受入事業所、関係自治体及び厚生労働省の協力のもとに逐次丁寧に進めていく。</p> <p>ア 本人及び保護者等家族への説明を丁寧に実施するとともに、同意の確保に務める。</p> <p>イ 施設支援計画(段階的移行メニュー)を作成する。</p>	<p>④ 関係自治体への要請 関係自治体に対しては、厚生労働省が主催する全国会議や、利用者の現況調査等を目的とした来園時に地域移行についての協力要請を行った。</p> <p>⑤ 移行への実践</p> <p>ア 本人及び保護者等家族への説明 利用者及び保護者に対し、各寮の保護者懇談会等において、視覚的に地域での生活を理解していただくために、群馬県出身者で地域移行した利用者4人の「ケアホームおおいし」における生活状況を撮影したVTRを活用して説明し、意見の聴取や個別相談を行っている。</p> <p>イ 段階的移行メニューの作成 施設利用者一人ひとりに対して、次の点に留意して個別支援計画を策定し、段階的に地域移行が可能となるよう配慮した。 (ア) 寮においては、地域での生活又は家庭での生活に近似した環境となるよう支援を提供 (イ) 地域移行が見込まれる利用者については、地域生活体験ホームにおける短期、中期及び長期の宿泊体験を計画的に提供 (ウ) 具体的に地域移行を予定する者については、移行先の見学や現地での宿泊体験(1泊2日～1週間)を実施</p> <p>〈移行予定事業所の見学、宿泊体験の状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施者 : 20人</li> <li>・移行予定先 : 10県</li> <li>・方法</li> </ul> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>見学</td> <td>1回 : 18人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3回 : 1人</td> </tr> <tr> <td>移行先での宿泊体験</td> <td>1回 : 13人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2回 : 1人</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>利用者</th> <th>移行予定先</th> <th>見学回数</th> <th>移行予定事業所での宿泊体験</th> <th>退所日</th> <th>利用者</th> <th>移行予定先</th> <th>見学回数</th> <th>移行予定事業所での宿泊体験</th> <th>退所日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>O(男性)</td> <td>岡山県</td> <td>0</td> <td>1回(9泊10日)</td> <td>5月23日</td> <td>N(女性)</td> <td>福島県</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>3月11日</td> </tr> <tr> <td>H(男性)</td> <td>茨城県</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>6月26日</td> <td>N(男性)</td> <td>神奈川県</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>O(男性)</td> <td>千葉県</td> <td>1</td> <td>1回(5泊6日)</td> <td>7月02日</td> <td>I(男性)</td> <td>神奈川県</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>E(男性)</td> <td>愛知県</td> <td>1</td> <td>1回(4泊5日)</td> <td>7月31日</td> <td>E(女性)</td> <td>愛知県</td> <td>1</td> <td>1回(4泊5日)</td> <td>3月17日</td> </tr> <tr> <td>Y(男性)</td> <td>茨城県</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>7月31日</td> <td>S(男性)</td> <td>茨城県</td> <td>1</td> <td>1回(8泊9日)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>A(女性)</td> <td>栃木県</td> <td>1</td> <td>1回(4泊5日)</td> <td>8月19日</td> <td>A(女性)</td> <td>千葉県</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>2月24日</td> </tr> <tr> <td>Y(女性)</td> <td>愛知県</td> <td>1</td> <td>1回(5泊6日)</td> <td>9月30日</td> <td>T(女性)</td> <td>群馬県</td> <td>1</td> <td>1回(6泊7日)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>S(男性)</td> <td>長野県</td> <td>1</td> <td>1回(2泊3日)</td> <td>—</td> <td>S(男性)</td> <td>群馬県</td> <td>1</td> <td>1回(3泊4日)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>K(女性)</td> <td>群馬県</td> <td>1</td> <td>1回(3泊4日)</td> <td>9月19日</td> <td>O(男性)</td> <td>群馬県</td> <td>1</td> <td>1回(3泊4日)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>F(男性)</td> <td>千葉県</td> <td>3</td> <td>2回(2泊3日、13泊14日)</td> <td>1月17日</td> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>T(男性)</td> <td>山形県</td> <td>1</td> <td>1回(7泊8日)</td> <td>—</td> <td>20人</td> <td>10県</td> <td>21回</td> <td>1回13人、2回1人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(3月31日現在)</p>	見学	1回 : 18人		3回 : 1人	移行先での宿泊体験	1回 : 13人		2回 : 1人	利用者	移行予定先	見学回数	移行予定事業所での宿泊体験	退所日	利用者	移行予定先	見学回数	移行予定事業所での宿泊体験	退所日	O(男性)	岡山県	0	1回(9泊10日)	5月23日	N(女性)	福島県	1	—	3月11日	H(男性)	茨城県	1	—	6月26日	N(男性)	神奈川県	1	—	—	O(男性)	千葉県	1	1回(5泊6日)	7月02日	I(男性)	神奈川県	1	—	—	E(男性)	愛知県	1	1回(4泊5日)	7月31日	E(女性)	愛知県	1	1回(4泊5日)	3月17日	Y(男性)	茨城県	1	—	7月31日	S(男性)	茨城県	1	1回(8泊9日)	—	A(女性)	栃木県	1	1回(4泊5日)	8月19日	A(女性)	千葉県	1	—	2月24日	Y(女性)	愛知県	1	1回(5泊6日)	9月30日	T(女性)	群馬県	1	1回(6泊7日)	—	S(男性)	長野県	1	1回(2泊3日)	—	S(男性)	群馬県	1	1回(3泊4日)	—	K(女性)	群馬県	1	1回(3泊4日)	9月19日	O(男性)	群馬県	1	1回(3泊4日)	—	F(男性)	千葉県	3	2回(2泊3日、13泊14日)	1月17日	計					T(男性)	山形県	1	1回(7泊8日)	—	20人	10県	21回	1回13人、2回1人	
見学	1回 : 18人																																																																																																																																		
	3回 : 1人																																																																																																																																		
移行先での宿泊体験	1回 : 13人																																																																																																																																		
	2回 : 1人																																																																																																																																		
利用者	移行予定先	見学回数	移行予定事業所での宿泊体験	退所日	利用者	移行予定先	見学回数	移行予定事業所での宿泊体験	退所日																																																																																																																										
O(男性)	岡山県	0	1回(9泊10日)	5月23日	N(女性)	福島県	1	—	3月11日																																																																																																																										
H(男性)	茨城県	1	—	6月26日	N(男性)	神奈川県	1	—	—																																																																																																																										
O(男性)	千葉県	1	1回(5泊6日)	7月02日	I(男性)	神奈川県	1	—	—																																																																																																																										
E(男性)	愛知県	1	1回(4泊5日)	7月31日	E(女性)	愛知県	1	1回(4泊5日)	3月17日																																																																																																																										
Y(男性)	茨城県	1	—	7月31日	S(男性)	茨城県	1	1回(8泊9日)	—																																																																																																																										
A(女性)	栃木県	1	1回(4泊5日)	8月19日	A(女性)	千葉県	1	—	2月24日																																																																																																																										
Y(女性)	愛知県	1	1回(5泊6日)	9月30日	T(女性)	群馬県	1	1回(6泊7日)	—																																																																																																																										
S(男性)	長野県	1	1回(2泊3日)	—	S(男性)	群馬県	1	1回(3泊4日)	—																																																																																																																										
K(女性)	群馬県	1	1回(3泊4日)	9月19日	O(男性)	群馬県	1	1回(3泊4日)	—																																																																																																																										
F(男性)	千葉県	3	2回(2泊3日、13泊14日)	1月17日	計																																																																																																																														
T(男性)	山形県	1	1回(7泊8日)	—	20人	10県	21回	1回13人、2回1人																																																																																																																											

中期目標	中期計画	平成19年度計画	業務実績																												
		<p>ウ 移行先との個別の調整を図るなど、地域生活移行に必要な条件整備を行う。</p> <p>エ 移行先と連携し、フォローアップ体制を確立し、移行利用者のアフターケアに努める。</p>	<p>ウ 移行先との個別の調整 地域移行の予定先が出身地の障害者支援施設等の場合は、関係自治体や受入先施設（事業所）と連携し、必要とされる日中活動や施設入所支援を調整し、ライフプランを作成した。</p> <p>エ 移行利用者のアフターケア 19年度は、7月2日までに地域移行をした利用者（「ケアホームおおいし」を除く。）を対象に、受入先施設（事業所）へと出向き、本人と面接し状況確認を行った。 また、今後の地域移行を進めるための参考にするため、受入先施設（事業所）と本人を対象にアンケート調査を10月末に実施した。</p> <p>〈フォローアップの状況〉 19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象者：独法化以降の地域移行者 44人</li> <li>移行自治体数：1都、1道、1府、18県</li> <li>男女別：男性20人、女性23人</li> </ul> <p>・回数</p> <table border="1" data-bbox="1923 764 2567 848"> <thead> <tr> <th>0回</th> <th>1回</th> <th>2～4回</th> <th>5～9回</th> <th>10回～</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>0人</td> <td>14人</td> <td>14人</td> <td>15人</td> <td>44人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1人は20年3月31日退所のため0回が1とした)</p> <p>・方法 (※0回を除く43人の状況)</p> <table border="1" data-bbox="1938 957 2594 1068"> <thead> <tr> <th>電話・来所</th> <th>電話・訪問</th> <th>電話・メール</th> <th>電話・手紙</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人</td> <td>26人</td> <td>0人</td> <td>11人</td> </tr> <tr> <td>訪問</td> <td>電話</td> <td>手紙</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>0人</td> <td>1人</td> <td>0人</td> <td>43人</td> </tr> </tbody> </table>	0回	1回	2～4回	5～9回	10回～	計	1人	0人	14人	14人	15人	44人	電話・来所	電話・訪問	電話・メール	電話・手紙	5人	26人	0人	11人	訪問	電話	手紙	計	0人	1人	0人	43人
0回	1回	2～4回	5～9回	10回～	計																										
1人	0人	14人	14人	15人	44人																										
電話・来所	電話・訪問	電話・メール	電話・手紙																												
5人	26人	0人	11人																												
訪問	電話	手紙	計																												
0人	1人	0人	43人																												

評価の視点等	自己評価	A	評価項目 6	評 定	A
			<p>地域移行の効果的な取組を進め、19年度は19人の地域移行を達成した。</p> <p>地域移行の取組に当たっては、地域移行を効果的に推進するための体制を整備し、施設利用者及び保護者・家族への懇切なる説明、受入先の地方自治体等への協力依頼と調整、地域生活体験事業の効果的な実施等、一人ひとり時間をかけて丁寧に対応した。</p>		
<p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重度知的障害者のモデル的な処遇を行うことにより、入所者の地域への移行を積極的に推進し、入所者数を中期目標期間中において3割から4割程度縮減すること。</li> </ul>			<p>施設利用者数については、中期目標期間（15年10月から20年3月）中において、地域移行等により499人から425人となり、約15%の縮減となった。このうち、地域移行による退所者は、44人となっている。</p> <p>数値目標には届かなかったが、地域移行の取組を一人ひとり丁寧かつきめ細かく、時間をかけて粘り強く対応したことにより、中期目標期間後半は大きく実績を伸ばす（18年度及び19年度の2年間で33人）など成果が実りつつある。（業務実績「19年度の実績」(P.16)参照）</p>		<p>（委員会としての評定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年度の5名、平成17年度の6名、平成18年度の14名に続いて、平成19年度は過去最大となる19名の施設利用者が出身地のケアホーム等に移行するため、又は出身地の施設を経て地域での生活に移行すべく、のぞみの園を退所した。施設利用者の年齢、在籍期間及び地域の受入環境等の概して良い条件とは言えない中で、こうした成果を上げるため、地域移行を推進するための人材の確保、施設利用者及び保護者・家族等への懇切な説明、施設利用者への地域生活体験事業の実施、受入先機関・自治体等への協力要請等を時間をかけて粘り強く行ったほか、平成19年度においては、新たに、①施設利用者本人及び保護者等に対し、地域生活に関する具体的なイメージを描けるよう、地域移行したケアホーム利用者の生活を紹介したVTRの制作、②地域移行に関し重点的に協力を求める都道府県を定め、個別調整を強化、③地域生活体験ホームを市街地に1か所新設するとともに、施設利用者の状況に即した最適な期間と場所を選定した宿泊体験、地域生活体験等を積極的に実施した。施設利用者の多くの出身地域において、ケアホーム等の居住サービスや、日中活動を提供するサービス等が不十分で受入体制が未整備な状況の中で、受入先の支援内容や地域の基盤整備等を確認しつつ、地域生活への移行に積極的に取り組んでいることは評価できる。</li> </ul> <p>なお、こうした努力は認められるものの、これまでの地域移行の実績と「入所者数を中期目標期間中に3割から4割程度縮減する」という数値目標との間には、まだ大きな開きがある。当評価委員会としては、「(1)評価の視点」に示したとおり、どのように地域移行に取り組んだか、そのプロセスについても重要であると認識しており、引き続き丁寧に手順を踏み一人ひとり人権・個性を尊重し、本人の意向を常に最優先した地域移行に取り組んでいくことを希望する。</p> <p>今後は、施設利用者及び保護者・家族の高齢化等が進み地域移行の条件が益々難しくなるものと想定されるが、例えば、①出身自治体等との連携を強化し、施設利用者の障害特性や自立の状況に合わせた受入先を確保するなど、多様な選択肢の提供、②保護者・家族等に対し受け入れやすい地域移行の説明の仕方の工夫や、保護者懇談会等の説明の機会に参加されていない保護者・家族等への働きかけを積極的に行うこと等により、施設利用者本人の意向が常に最優先されるよう、一層のきめ細かい対応を期待したい。</p>
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>どの程度、地域生活移行が図られているか。</li> </ul>			<p>実績：－</p> <p>19年度においても、施設利用者本人や保護者・家族の理解と同意を得る取組を時間をかけて行うとともに、移行先を確保するため地方自治体や事業所へ積極的に働きかけを行う等、段階を踏みながら一人ひとり丁寧に地域移行に取り組んできた。</p> <p>こうした着実な取組を行った結果、19年度においては、中期目標期間中で最も多い19人の地域移行を達成することができた。（業務実績「19年度の実績」(P.16)参照）</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活移行に向けて、計画的かつ積極的な取組が行われているか。また、この場合、特に支援の必要度が高い入所者の地域への移行に取り組んでいるか。</li> </ul>			<p>実績：○</p> <p>地域移行を計画的に進めスピードアップを図るため、「地域移行に関するスピードアップチーム」を定期的に開催し、具体的かつ実効性のある取組の企画検討を行っている。</p> <p>19年度においては、具体的な事例を視覚的に見せることの効果を狙いとして、新たに、ケアホームに地域移行した者の生活紹介ビデオを作成し、保護者懇談会等で使用した。</p> <p>また、こうした取組については、支援の必要度や障害の重い軽いで区別されるものではなく、施設利用者本人の意向を尊重し、地域移行の希望がある者全員を対象に取り組んでいる。（業務実績「自立支援のための取組」(P.16～20)参照）</p>		<p>（各委員の評定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域移行については、昨年に比べ大幅に増加している。また移行に当たってきめ細かなプログラムを用意し、移行後もフォローアップをしている様子が伺え評価できる。</li> <li>特段のコメント無し。この分野に関しては専門ではない。また、活動内容の活発化は評価できる。</li> <li>地域移行は難しい事業である。中期目標期間中の縮減は15%となった。3割～4割が目標であるが、目標は達成していない。だが、19年度に19人の移行を達成し、実績は徐々に向上していると考えられる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域移行推進本部及び地域生活支援室は設置されたか。</li> </ul>			<p>実績：○</p> <p>地域移行推進本部の下に、地域移行の取組を専管する地域生活支援室を15年度に設置した。同室は、16年度に地域移行の取組の強化を図るため、体制の充実を図り「部」に昇格し、現在に至っている。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域移行について丁寧に取り組み、またそれに伴う体制の整備が行われていることについて、一定の評価をしますが、数値目標には届いておらず、B評価とします。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針は、策定されているか。</li> </ul>			<p>実績：○</p> <p>地域移行の基本方針は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①障害の重い軽いなどで区別せず、入所利用者の全員を地域移行の対象者として考えること。</li> <li>②本人の意向を尊重することはもとより、家族の意向を丁寧に聞いて、納得を得ること。</li> <li>③経済的負担も含めて家族に負担を強くないこと。（自宅に帰すのではない。）</li> <li>④出身地の自治体等との協議調整により、移行先の条件整備にできる限り努め、きちんと支援できる体制を整えた受けで移行すること。</li> </ol>		<ul style="list-style-type: none"> <li>過去最高の19人の地域移行を達成し、高く評価。ゲストハウスでの短期間の宿泊訓練、市街地での借家利用、就労支援などへのきめ細かな地道な取り組みの成果を評価。地域移行に関する研究も数多く行っており、ここでの経験が他でも活かされる体制への取り組みも大いに評価。</li> <li>家族への地域移行の説明を保護者懇談会で実施されているが、参加率が65%程度であり、残りの35%の家族へは、さらに説明と同意を得る努力をされたい。出身都道府県とさらに個別の県と積極的に、擬態的に話し合いされることを期待します。地域移行3割～4割の目標を達成できなかったこと（目標にてらせば、A評価にはならない。）</li> <li>数値目標には達していない。（数値は増加している。）</li> </ul>

	<p>⑤移行後の生活状況をフォローし、移行先での生活の継続が困難となった場合には、当施設への再入所も対応方法の一つに含めること。</p>	<p>実施体制として、実践組織体制を整え（部etc）、地域移行への具体的活動を地方自治体や職員、家族に対し各々実施している。（以前より評価できる。）</p>
<p>・ 全国会議等の場において、入所者の地域移行についての考え方や進め方を説明し、協力要請をどの程度行っているか。</p>	<p>実績：－ 厚生労働省や関係団体が開催する全国規模の会議において、資料等を提供し地域移行に関する説明を行った。また、厚生労働省の全国会議において実施した個別打合せでは、19年度で特に重点的に調整等を行う県として 埼玉県ほか8自治体の担当者と直接協議を行った。（業務実績「国、地方自治体への協力要請」(P. 17)参照)</p>	<p>・ 地域移行に関しては、長期にのぞみの園で生活してきた重度知的障害者の移行の困難さを考えると、大変丁寧な、人権を尊重した対応がされていることが良く理解できる。</p>
<p>・ 地域生活体験事業は、どの程度実施されているか。</p>	<p>実績：－ 一定期間の宿泊体験をさせる地域生活体験ホームを19年度に1か所新たに市街地に設置し、合計3か所で実施しており、19年度の利用実人員は、77人となっている。（業務実績「宿泊体験、地域生活体験等の提供」(P. 18)参照)</p>	
<p>・ 本人及び保護者等家族への説明はどの程度行われているか。また、同意は確保されているか。</p>	<p>実績：－ 各寮ごとに行われる年1回～2回の保護者懇談会の場を活用し、地域移行に関する説明を行った。19年度は、ケアホームに地域移行した者の生活の様子を撮影したビデオを上映し、理解を促した。説明会の後には、家族等の意向を随時確認し、相談に応じた。その他、面会等の機会も活用して説明を行っている。 こうした取組により、保護者・家族の同意が取れている者は、19年度末現在で、22名となっている。（業務実績「施設利用者本人及び家族への理解と同意」(P. 17)参照)</p>	
<p>・ 入所者一人ひとりのライフプランの内容は、サービスメニューと家計負担に基づいて作成されているか。また、サービスメニューは、地域のフォーマル、インフォーマルな資源と連携し、かつ、地域生活を安定的・継続的に営む上で十分なものとなっているか。</p>	<p>実績：－ 地域移行の受入れ先となる関係自治体や受入先施設（事業所）と連携・調整し、入所利用者本人の希望に沿った日中活動や居住支援のサービスメニューが利用できるよう、経済的な負担を含め適切なライフプランを作成した。（業務実績「移行への実践」(P. 19～20)参照)</p>	
<p>・ 一人ひとりのライフプランを実現するために、地域の行政や社会資源への働きかけをどの程度行ったか。また、それら相互の連携体制づくりにどの程度取り組んだか。地域生活移行に必要な条件整備は図られたか。</p>	<p>実績：－ 地域移行の受入れ先となる関係自治体や受入先施設（事業所）を何度も訪問し電話等による細部の調整を行いながら、施設利用者に最も適したライフプランの作成と地域生活の実現を図った。また、関係自治体、受入先施設と連携・協力し、地域移行をした者の移行後の様子の聞き取りや本人からの相談等、地域移行後のアフターケアに努めた。（業務実績「移行への実践」(P. 19～20)参照)</p>	

中期目標	中期計画	平成19年度計画	業務実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2 調査・研究  (1) 高齢の知的障害者、重複障害者、行動障害のある知的障害者及び医療的ケアを必要とする知的障害者等、重度知的障害者の地域への移行に向けた施設内処遇と地域生活支援体制の構築のあり方に関する調査及び研究を行うこと。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 調査・研究  (1) 中期目標に基づき、地域移行に向けた調査研究及び地域生活支援の構築のあり方についての調査研究を次により行う。</p> <p>① 実施体制  企画研究部門を総括部門とし、その他の業務部門(地域生活支援室を含む)の協力を得て行う。</p> <p>② 調査・研究の内容  重度知的障害者の地域への移行に関する技術の開発や、事例の蓄積を行うことを基本とし、次の事項に取り組む。</p> <p>ア 入所者の現状(ADL、コミュニケーション、行動障害等)の評価</p> <p>イ アを踏まえた必要な支援項目と具体的な支援内容の把握</p> <p>ウ 地域移行についての意向の把握</p> <p>エ アからウを踏まえた地域移行プログラムの作成</p> <p>オ エに基づいた移行先の環境づくり(=マネジメントの手法)</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 調査・研究  (1) 地域移行に向けた調査研究及び地域生活支援の構築のあり方についての調査研究を次により行う。</p> <p>① 実施体制</p> <p>ア 「のぞみの園研究会議」を年2回以上開催する。</p> <p>イ 企画研究部門を総括部門とし、その他の業務部門の協力を得て行う。</p> <p>② 調査・研究の内容  重度知的障害者の地域への移行に関するを行う。  なお、調査研究に当たって、障害者自立支援法の施行状況やその影響などを念頭において実施する。</p> <p>ア 重度・重複知的障害者の地域生活移行に関する分野</p> <p>イ 地域で暮らす重度知的障害者の援助に関する分野</p> <p>ウ 重度化・高齢化した知的障害者の援助に関する分野</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 調査・研究</p> <p>① 実施体制  のぞみの園研究会議において決定する調査研究計画を踏まえ、企画研究部を中心に、法人内の調査・研究調整会議を通じて、各部門と連携・調整を図りながら研究を進めた。  なお、調査・研究調整会議については、調査・研究成果の活用を念頭に、その機能と役割を明確にするなど、調査研究の実施体制を強化した。</p> <p>ア 19年3月にのぞみの園研究会議を開催し、18年度の調査・研究の進捗状況を報告するとともに、19年度以降の調査研究計画等についての指導・助言を受けた。  また、20年3月に研究会議を開催し、19年度の調査・研究の成果の概況報告を行ったほか、その会議の中で研究紀要の発刊について協議し同意を得た。</p> <p>イ 法人内の調査・研究について、研究テーマや内容に関する意見交換、相談・助言、各部所との連絡・調整や研究の進め方等を調整するため、調査・研究調整会議を5月に2回開催したほか、10月、20年2月及び3月に各1回の計5回開催した。</p> <p>ウ 新たに2人の研究員を福祉系大学から研究課長と研究員として招聘した。また、福祉系大学に転出した前任の研究課長には、研究顧問として引き続き研究の協力を得ており、研究体制の充実を図った。</p> <p>② 調査・研究の内容  19年度においては、次の調査研究を実施した。</p> <p>ア 厚生労働省からの受託研究  厚生労働省障害者保健福祉推進事業「障害者自立支援調査研究プロジェクト」行動援護事業実施に関する意識調査</p> <p>イ 法人内研究  企画研究部研究課研究員と調査・研究調整会議の委員を中心に、各部門の協力を得て、それぞれの分野に応じて次のテーマで実施した。</p> <p>&lt;重度・重複知的障害者の地域生活移行に関する分野&gt;</p> <p>(ア) 地域移行後を想定した社会生活力を高めるための支援アセスメント(2)(継続研究)</p> <p>(イ) 知的障害のある人の地域移行支援過程における満足度の把握</p> <p>(ウ) 地域移行の際の保護者の意思決定に関する調査・研究</p> <p>(エ) のぞみの園の地域移行に対する地方自治体の受け入れ態勢に関する研究</p> <p>(オ) 地域生活移行の進捗状況アセスメントの試作に関する研究</p> <p>&lt;地域で暮らす重度知的障害者の援助に関する分野&gt;</p> <p>障害特性に応じた就労支援における安全管理に関する研究</p>

中期目標	中期計画	平成19年度計画	業務実績
			<p>&lt;重度化・高齢化した知的障害者の援助に関する分野&gt;</p> <p>(ア) 重度知的障害者におけるストレス度チェックに関する研究</p> <p>(イ) 褥瘡の治療ケアと予防ケアに関する研究</p> <p>(ウ) 歯科衛生士専門学生への障害者歯科診療実習に関する研究 ～将来、障害者歯科診療の歯科衛生士の担い手となるように～</p>
評価の視点等		自己評価	評価項目7
		B	B
		<p>調査研究を計画的かつ効果的に実施するため、のぞみの園研究会議及び調査・研究調整会議を合わせて6回開催し、関係部所が協力して調査研究に取り組んだ。</p> <p>また、調査研究のテーマとして国の政策課題や関心の高いテーマを設定し、厚生労働省からの受託研究を含め合計10本の研究を実施した。</p>	<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>・ 調査・研究については、平成19年4月から外部の人材の登用等により研究体制を整備し、中期目標に基づき重度・重複の知的障害者の地域移行に関する調査・研究、医療的なケアに関する調査・研究を引き続き実施したほか、障害者自立支援法の新サービスである行動援護の普及に資するため調査・研究を計画的に進めているが、さらに多くの調査・研究の実施に向けて、自主財源の活用など、研究費用の捻出に留意しつつ、より高い目標を設定し積極的に取り組むことが望まれる。</p> <p>一方、調査・研究の内容については、のぞみの園のフィールドを活かした地域移行等の調査・研究に成果を上げたと認められるが、今後は、国のモデル施設として、知的障害関係分野における先駆的な調査・研究、国外の知的障害関係情報等の収集・分析等、民間では対応が困難なテーマ設定、内容等とすることが望まれる。なお、調査・研究の実施に当たっては法人職員が中心となって進めていたが、定員削減が図られる中、実効性のある調査・研究を行うためには法人職員だけでは限界があると思われるので、今後は、例えば、全国の知的障害者支援に当たる者の協力や外部の大学・研究機関等の研究者を効果的に活用するなどにより、より規模の大きいプロジェクト研究を企画するなど、研究テーマと規模に合わせて全国の有用な人材を活用して実施することも検討されたい。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <p>・ コメントなし</p> <p>・ 法人の説明に異論無し。また、評価レベルも中間点の為、自己評価と同じとした。</p> <p>・ 調査・研究は活発化してきていることが伺える。「のぞみの園研究会議」は1回開催と目標を達成していない。早期の目標達成を期待する。</p> <p>・ ほぼ年度計画通りと評価します。</p> <p>・ 年に10本の研究は多く、努力が認められる。特に地域移行に関する研究が充実しており、当施設ならではのテーマに取り組んでいる。</p> <p>・ コメントなし</p> <p>・ 自主的研究を含む研究、研修への意欲がやや不十分である。</p> <p>・ 研究への取組みを熱心にされたことが理解できる。</p>
【数値目標】			
・ 「のぞみの園研究会議」を年2回以上開催する。		<p>「のぞみの園研究会議」は、20年3月に1回開催した。なお、調査・研究の具体的な進め方等を調整する「調査・研究調整会議」については、5回開催した。(業務実績「実施体制」(P.23)参照)</p>	
【評価の視点】			
・ 重度知的障害者の地域への移行に向けた施設内処遇と地域生活支援体制の構築のあり方に関する調査及び研究が行われているか。		実績：○ 法人内研究として、「地域移行後を想定した社会生活力を高めるための支援アセスメント(2)」や、「のぞみの園の地域移行に対する地方自治体の受け入れ態勢に関する研究」等を実施した。(業務実績「調査・研究の内容」(P.23)参照)	
・ 研究会議は設置されたか。		実績：○ 20年3月に「のぞみの園研究会議」を開催した。また、法人内に「調査・研究調整会議」を設置し、具体的な調査・研究の進め方等の調整を行った。(業務実績「実施体制」(P.23)参照)	
・ 分野別の調査研究の結果は、重度知的障害者の地域への移行に関する技術の開発や、事例の蓄積に関連し、効果的な内容となっているか。		実績：○ 例えば、法人内研究として実施した「地域移行後を想定した社会生活力を高めるための支援アセスメント(2)」においては、施設利用者の施設内での現状のみではなく、地域移行を想定した「アセスメント表」を開発したが、その方法が地域移行の取組過程において、施設利用者の意識や理解及び支援を行う側の意識改革の上で有意義な方法であることが確認できた。(業務実績「調査・研究の内容」(P.23)参照)	



中期目標	中期計画	平成19年度計画	業務実績																					
<p>2 調査・研究</p> <p>(2) 成果の積極的な普及・活用 調査及び研究成果の普及・活用を促進するため、積極的な情報の発信を行うこと。</p> <p>① インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 調査研究の成果については、原則として当法人ホームページに掲載すること。 また、調査研究の成果の一般の同種施設等での利用を進めるため、一般誌、ニュースレター等での成果の普及を図ること。</p>	<p>2 調査・研究</p> <p>(2) 成果の積極的な普及・活用 第2の2(1)の②で定めた調査及び研究成果の普及・活用について、次により行う。</p> <p>① インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 調査研究の成果については、原則として当法人ホームページに掲載するとともに、必要に応じて関係団体等とのリンクを通じた情報の発信に努める。 また、全国的な利用を進めるため、一般誌、ニュースレター等での成果の普及を図る。</p>	<p>2 調査・研究</p> <p>(2) 成果の積極的な普及・活用</p> <p>① インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 ア 調査研究の成果については、ホームページへの掲載内容の充実を図ることとし、さらに詳しい情報を発信する。 なお、より利用しやすいホームページを検討する。</p> <p>イ ニュースレターを年4回発行する。 さらに、当法人のホームページにも掲載し、関係団体に対して情報を発信していく。</p>	<p>2 調査・研究</p> <p>(2) 成果の積極的な普及・活用 研究成果については、学会、研究会、講演会等、機会ある毎に積極的に発表するようにしており、さらに、ニュースレターの配布、ホームページへの掲載等、その普及に努めた。 また、調査研究の内容を一覧できる研究紀要を19年度分から新たに発刊することとし、19年度においてその編さん作業を行ったが、こうした報告書の発行を通じて一層の普及・活用を促すこととしている。</p> <p>① インターネット等による調査研究成果の情報発信 ア 調査研究によって得られた成果を広く情報提供するため、調査研究の要旨について順次ホームページに掲載することとしており、平成19年度は、平成18年度の厚生労働科学研究および法人内研究について掲載した。</p> <p>&lt;掲載数&gt; 平成15～18年度累計掲載数 62テーマ 平成19年度の掲載数 27テーマ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">インターネットアクセス数</th> <th colspan="4">単位：件</th> </tr> <tr> <th></th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクセス数</td> <td>33,375</td> <td>35,352</td> <td>40,884</td> <td>45,233</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ また、調査研究の内容については、学会や各種の研究会等で講演したほか、ニュースレター（6月、10月、1月、3月に発行）や機関紙等を通じて発表した。</p> <p>&lt;研究成果の発表事例&gt; ・学会での発表 10回 ・研究会等での発表 1回 ・ニュースレターに掲載 3回 配布先：全国関係機関、施設等 発行部数：約3,300部 ・団体機関誌等に掲載 3回</p>				インターネットアクセス数		単位：件					16年度	17年度	18年度	19年度		アクセス数	33,375	35,352	40,884	45,233	
インターネットアクセス数		単位：件																						
	16年度	17年度	18年度	19年度																				
アクセス数	33,375	35,352	40,884	45,233																				
評価の視点等		自己評価	B	評価項目8	評定	B																		
		<p>調査研究の成果について、当法人のホームページや、ニュースレターに掲載し、積極的な周知に努めたほか、学会や研究会等の講演の機会を効率的に活用した。また、19年度分から新たに調査研究の内容を一覧できる研究紀要を発刊することとするなど、一層の普及・活用を図る効果的な方策を積極的に検討した。</p>			<p>(委員会としての評定理由) ・調査・研究成果の積極的な普及・活用については、ホームページ上での研究結果の公表やニュースレターへの掲載、研究紀要の発行、並びに講演会や学会での発表などにより行っているが、学会や研究会等の機会の一層の活用など、さらに広く周知していくことを希望する。</p> <p>(各委員の評定理由) ・調査研究は昨年よりは積極的に行われた。紀要をを作成したり、ニュースレターやHP上での発信を行い、評価できる。今後は、積極的に大学等との共同研究など更にすすめるべきである。</p> <p>・法人の説明に異論無し。また、評価レベルも中間点の為、自己評価と同じとした。</p> <p>・目標をほぼ達成している。</p> <p>・ほぼ年度計画通りと評価します。</p> <p>・計画どおり</p> <p>・コメントなし</p> <p>・学会での発表、研究会での発表等少なく、組織体として研究、研修機能が低い。</p> <p>・更なる成果を期待したい。</p>																			
【数値目標】		<p>ニュースレターについては、19年度において年4回発行した。(業務実績「インターネット等による調査研究成果の情報発信」(P.25)参照)</p>																						
【評価の視点】		<p>実績：○ 調査研究の成果(要旨)について、ホームページに掲載している。(業務実績「インターネット等による調査研究成果の情報発信」(P.25)参照)</p>																						
		<p>実績：○ 調査研究の内容については、学会や各種の研究会等において講演の機会を得て発表したほか、ニュースレターや関係団体の機関誌等に掲載した。 また、調査研究の利用促進を図るため、19年度分については、研究紀要を発刊することとした。(業務実績「インターネット等による調査研究成果の情報発信」(P.25)参照)</p>																						

中期目標	中期計画	平成19年度計画	業務実績																																				
<p>2 調査・研究  (2) 成果の積極的な普及・活用  調査及び研究の成果の普及・活用を促進するため、積極的な情報の発信を行うこと。</p> <p>② 講演会等の開催  調査研究の成果の一般への普及を目的とした講演会等を開催し、主要な調査研究成果の紹介を行うこと。</p>	<p>2 調査・研究  (2) 成果の積極的な普及・活用</p> <p>② 講演会等の開催  ア. 調査研究の成果の一般への普及を目的とした講演会等を開催し、主要な調査研究成果の紹介を行うとともに、アンケートを実施し、評価を得る。</p> <p>イ. 関係団体の実施する講演会にプログラムの一つとして組み入れ、紹介できるよう努める。</p> <p>ウ. 知的障害者の地域生活に関する医療の現状と課題及び対応策について協議を進める。</p>	<p>2 調査・研究  (2) 成果の積極的な普及・活用</p> <p>② 講演会等の開催  ア. 調査研究の成果の一般への普及を目的とした講演会等を開催し、アンケートにより評価を得る。</p> <p>イ. 関係団体の実施する講演会等にプログラムの一つとして組み入れるよう協力依頼を行う。</p> <p>ウ. 知的障害者の地域生活に関する医療の現状と課題及び対応策について協議を進める。</p>	<p>2 調査・研究  (2) 成果の積極的な普及・活用</p> <p>② 講演会等の開催  ア. 平成19年度、養成・研修事業の一環としての福祉セミナー等を開催し、研究成果等を紹介し、または、プログラムへの反映に努めた。  講演の終了後、出席者からアンケートを実施し、評価を得た。</p> <table border="1" data-bbox="1813 583 2703 1549"> <thead> <tr> <th>講演会等</th> <th>開催時期</th> <th>回収状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行動援護従業者養成中央セミナー</td> <td>7/2～4</td> <td>85人中 79人</td> </tr> <tr> <td>※福祉セミナー 「障害者自立支援法の日中活動支援セミナー」</td> <td>9/20～21</td> <td>176人中 90人</td> </tr> <tr> <td>「知的障害者の健康管理セミナー」</td> <td>12/6～7</td> <td>56人中 48人</td> </tr> <tr> <td>※第11回障害医療セミナー 「シーティングについて」</td> <td>10/26</td> <td>108人中 42人</td> </tr> <tr> <td>※心理外来研修会 ：対教員「発達障害の理解と対応」</td> <td>4/24</td> <td>4人中 4人</td> </tr> <tr> <td>：対地域の利用者 「ことばの学習訓練講習会」</td> <td>4/25</td> <td>10人中 10人</td> </tr> <tr> <td>：対入所施設職員 「応用行動分析について」</td> <td>5/30</td> <td>9人中 9人</td> </tr> <tr> <td>：対養護学校保護者 「発達と療育支援について」</td> <td>5/31</td> <td>18人中 18人</td> </tr> <tr> <td>：対特別支援学級保護者 「自立するライフプランと医療支援について」</td> <td>6/12</td> <td>18人中 18人</td> </tr> <tr> <td>：対入所施設職員及び教員 「行動障害の理解と対応について」</td> <td>6/27</td> <td>76人中 76人</td> </tr> <tr> <td>：対教員 「発達期の理解と対応」</td> <td>7/5</td> <td>37人中 37人</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ. 研究成果については、学会や各種研修会等で講演したほか、団体機関誌等を通じて発表した。</p> <p>ウ. 知的障害者が地域生活を営んで行く上で、適切な医療環境を確保することが重要であることから、このような課題を分析・検討するために、医療提供者、利用者（保護者）、関係団体および行政等（参加者30人）からなる「群馬県知的障害者の医療を考える会」を7月、11月、20年3月に開催した。  これまで、同会においては、知的障害者が安心して医療機関を受診できるよう配慮した「受診サポートメモリー（試案）を18年度に作成等の活動を行ってきたが、19年度においては、これを実用化し、群馬県が印刷の費用を負担して関係機関への配布を行った。</p>	講演会等	開催時期	回収状況	行動援護従業者養成中央セミナー	7/2～4	85人中 79人	※福祉セミナー 「障害者自立支援法の日中活動支援セミナー」	9/20～21	176人中 90人	「知的障害者の健康管理セミナー」	12/6～7	56人中 48人	※第11回障害医療セミナー 「シーティングについて」	10/26	108人中 42人	※心理外来研修会 ：対教員「発達障害の理解と対応」	4/24	4人中 4人	：対地域の利用者 「ことばの学習訓練講習会」	4/25	10人中 10人	：対入所施設職員 「応用行動分析について」	5/30	9人中 9人	：対養護学校保護者 「発達と療育支援について」	5/31	18人中 18人	：対特別支援学級保護者 「自立するライフプランと医療支援について」	6/12	18人中 18人	：対入所施設職員及び教員 「行動障害の理解と対応について」	6/27	76人中 76人	：対教員 「発達期の理解と対応」	7/5	37人中 37人
講演会等	開催時期	回収状況																																					
行動援護従業者養成中央セミナー	7/2～4	85人中 79人																																					
※福祉セミナー 「障害者自立支援法の日中活動支援セミナー」	9/20～21	176人中 90人																																					
「知的障害者の健康管理セミナー」	12/6～7	56人中 48人																																					
※第11回障害医療セミナー 「シーティングについて」	10/26	108人中 42人																																					
※心理外来研修会 ：対教員「発達障害の理解と対応」	4/24	4人中 4人																																					
：対地域の利用者 「ことばの学習訓練講習会」	4/25	10人中 10人																																					
：対入所施設職員 「応用行動分析について」	5/30	9人中 9人																																					
：対養護学校保護者 「発達と療育支援について」	5/31	18人中 18人																																					
：対特別支援学級保護者 「自立するライフプランと医療支援について」	6/12	18人中 18人																																					
：対入所施設職員及び教員 「行動障害の理解と対応について」	6/27	76人中 76人																																					
：対教員 「発達期の理解と対応」	7/5	37人中 37人																																					

中期目標	中期計画	平成19年度計画	業務実績				
<p>③ 各種研究会等を活用した普及 全国的な各種研究会、学会等への出席の機会を活用して、成果の紹介・普及に努めること。</p>	<p>③ 各種研究会等への出席による普及各種研究会、講演会、学会等への出席の機会を活用して、成果の紹介・普及に努める。</p>	<p>エ 地域の知的障害者の利用に供するために、ホームページ及びパンフレット等を通して診療内容等を紹介する。</p> <p>③ 各種研究会等への出席による普及各種研究会、講演会、学会等への出席の機会を活用して、成果の紹介・普及を行う。</p>	<p>か、群馬県医師会・病院協会のアンケートに基づき、「障害者受入医療機関リスト」を作成し、当法人のホームページに登載する等の取組を行った。 また、「コミュニケーションが取りにくい障害のある方を診る」という群馬県医師会報増刊号の発行、知的障害者への理解を促す一般向けのポスターの作成（群馬県が費用負担）を行い、広く関係機関に配布するなど、地域の知的障害者の医療が受けやすい環境づくりに取り組んだ。 なお、同会は、厚生労働科学研究の分担研究「重度・重複知的障害者の地域移行に向けての医療的支援システムのあり方に関する研究」における成果の実践のための取組を検討する場として構築（発足：16年7月）されたものであり、当法人が事務局を担っているものである。</p> <p>エ 地域の知的障害者の保護者等に対して、診療内容等の紹介をした。</p> <p>③ 各種研究会等への出席による普及 日本社会福祉学会大会、日本発達障害学会大会、日本心理学会大会等に参加し、成果等を発表した。</p> <p>④ 「罪を犯した障害者の地域移行支援に係る職員の養成研修会」への参加 20年3月11日～13日 4人 講師 1人</p>				
評価の視点等			自己評価	A	評価項目9	評定	A
			<p>19年度においては、当法人の主催のセミナーや学会や各種の講演会等の機会を効果的に活用し、調査研究の成果の普及に積極的に取り組んだ。 また、16年度から18年度の3年計画で実施した厚生労働科学研究の分担研究の一部として、当法人が中心となり発足させた「群馬県知的障害者の医療を考える会」については、研究終了後の19年度においても活動を継続し、知的障害者の医療に関する地域モデルとなる取組を進めているところであるが、こうした調査研究の枠を超えて社会的な広がりにつなげた取組として、調査研究の成果の普及のあり方の一つの方向性を示したものと考えている。</p> <p>(委員会としての評定理由) ・ 調査・研究成果の積極的な普及・活用については、ホームページ上での研究結果の公表やニュースレターへの掲載、研究紀要の発行、並びに講演会や学会での発表などにより行っているが、学会や研修会等の機会の一層の活用など、さらに広く周知していくことを希望する。なお、平成16年度からの3カ年事業により実施した調査・研究の一部として、その成果をどのように実践に繋げていくか検討するため、のぞみの園が中心となり発足させた「群馬県知的障害者の医療を考える会」については、調査・研究の実施期間が終了した平成19年度においても、引き続き活動を継続させており、調査・研究の成果がその枠を超えて拡大した一つの好事例となったものと認められる。</p>				
【数値目標】 なし			<p>(各委員の評定理由) ・ のぞみの園が主催のセミナーや学会や各種の講演会等の機会を積極的にを行い、効果的に活用し、調査研究の成果の普及に積極的に取り組んでいるようであるので評価する。</p>				
<p>【評価の視点】 ・ 調査研究の成果の一般への普及を目的とした講演会等を開催し、主要な調査研究成果の紹介を行っているか。(また、アンケートを実施し、評価を得ているか。)</p>			<p>実績：○ 19年度においては、福祉セミナー、障害医療セミナー等を主催し、これらのセミナー等において調査研究の紹介を行った。また、セミナー等の終了後に、出席者にアンケートを実施しており、概ね好評との評価を得た。 また、学会や各種の講演会等に積極的に参加し、講演を行うとともに、団体機関誌等を通じて発表するなど研究成果の普及に努めた。(業務実績「講演会等の開催」他(P.26～27)参照)</p> <p>・ 実施した調査・研究の積極的な普及・活用があったものと判断できる実績があると評価した。</p> <p>・ 調査・研究の成果の普及に積極的に取り組んでいることが伺える。「群馬県知的障害者の医療を考える会」を継続的活動につなげている。</p> <p>・ 各種講演会の開催、また、調査・研究の推進についても努力及び成果が得られたとA評価いたします。</p> <p>・ 研究から受診サポートメモリーを作るなど地域の障害者の医療が受けやすい環境作りへの取り組みは高く評価できる。</p> <p>・ 調査・研究に関しては、テーマを掲げて全国から共同研究及び研究協力員を得て、大型プロジェクトのリーダーを果たしていただくことを期待しています。</p> <p>・ 学会や各種の講演会等について、積極的な参加とはいえない。</p>				

- ・ 評価はできるが、国の施設としての役割を考えれば、さらに充実した、先見的、国際的な視野に立った調査研究を期待したい。

中期目標	中期計画	平成19年度計画	業務実績
<p>第3 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>3 養成・研修</p> <p>障害者支援施設において知的障害者の支援の業務に従事する者(生活支援員又は作業指導員、保健師又は看護師)に関する養成及び研修を行うこと。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>3 養成・研修 第2の2(1)の②で定めた調査及び研究の成果を踏まえた養成・研修を基本とし、次により実施する。</p> <p>(1) 実施体制 企画研究部門を主管組織とし、その他の業務部門は受け入れの現場として協力を行う。</p> <p>(2) 実施計画 中期目標期間における養成・研修の対象職種と対象数を踏まえたプログラムを作成し、各年度ごとのスケジュールを作成する。 実施に当たっては、研修生に対するアンケート調査を実施し、評価を得る。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>3 養成・研修</p> <p>(1) 実施体制 企画研究部門を主管組織とし、その他の業務部門は受け入れの現場としてより一層の協力を行う。</p> <p>(2) 実施計画 ① 知的障害の支援に係わる者の養成研修計画に基づき、平成19年度中に「福祉セミナー」を2回行う。</p> <p>② 行動援護従業者中央養成セミナーを開催する。</p> <p>③ 群馬県等の養成・研修事業(行動援護従業者セミナーなど)を受託する。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>3 養成・研修</p> <p>(1) 実施体制 養成・研修については、企画研究部が企画・立案し、他の関係部所の協力を得て実施した。</p> <p>(2) 養成・研修事業の実施状況 ① 福祉セミナーの開催 ア 9月20日～21日に「障害者自立支援法の日中活動支援セミナー」を開催し、28都道府県からの参加を得た。 参加者：28都道府県、176人 アンケート結果：配布数112人、回収数90人(回収率80%) 約9割が満足の回答。 イ 12月6日～7日に「知的障害者の健康管理セミナー」を開催し、21都道府県から参加を得た。 参加者：21都道府県、80人 アンケート結果：配布数56人、回収数48人(回収率86%) 約9割が満足の回答。 ② 行動援護従業者養成中央セミナーの開催 厚生労働省の助成を受け、19年度中に2回開催した。 ・1回目 19年7月2日～4日 参加者：41都道府県、85人 アンケート結果：配布数85人、回収数79人(回収率93%) 約9割が満足の回答。 ・2回目 20年3月4日～6日 参加者：36都道府県、59人 アンケート結果：配布数59人、回収数57人(回収率97%) 約9割が満足の回答。 ③ 群馬県からの受託による養成・研修事業の実施 ア 群馬県行動援護従業者養成研修実施事業 20年1月8日～10日 参加者：30人 アンケート結果： 1日目 30人中、回収数27人(回収率90%) 約9割が満足の回答 2日目 30人中、回収数27人(回収率90%) 約9割が満足の回答 3日目 30人中、回収数25人(回収率83%) 約8割が満足の回答 イ 群馬県知的障害者(児)ホームヘルパー養成基礎研修実施事業 20年2月20日、2月27日 参加者：延べ46人 アンケート結果： 1日目 24人中、回収数23人(回収率96%) ほぼ全員が満足の回答 2日目 22人中、回収数22人(回収率100%) ほぼ全員が満足の回答</p>

中期目標	中期計画	平成19年度計画		業務実績			
				④ 財団法人介護労働安定センターよりガイドヘルパー養成研修の実習を受入れた。 ・11月7日 24人	⑤ 群馬職業能力開発センターのホームヘルパー養成研修実習を受入れた。 第1回目： 9月3日～7日、4人 第2回目： 20年3月3日～7日、4人	⑥ 高崎健康福祉大学高崎高等学校のホームヘルパー養成研修を受入れた。 第1回目：10月29日～31日 23人 第2回目：11月16日～17日 24人 第3回目：12月 7日～ 9日 23人 計 70人	⑦ 群馬県介護福祉士養成協議会より実習を受入れた。 第1回目：11月1日 1人 第2回目：12月3日 1人
評価の視点等		自己評価	A	評価項目10	評定	B	
		19年度においては、厚生労働省の助成を受けて行動援護従業者養成中央セミナーを開催したほか、当法人主催の福祉セミナーや群馬県から委託を受け研修会等を開催するなど、養成・研修事業に積極的に取り組んだ。特に、行動援護従業者養成中央セミナーについては、当初計画では7月1回の実施であったものが、厚生労働省の要請を受けて19年度末にさらに1回開催し合計2回となったものであり、中期目標・計画を上回る実績を上げた。			(委員会としての評定理由) ・ 養成・研修事業に関しては、知的障害者に関わる福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、福祉セミナー等を積極的に実施している。このうち、行動援護に関しては、障害者自立支援法に基づく事業の速やかな全国的拡大という国の重点課題に対応するため、平成18年度から計画的に取り組んできたものであり、平成19年度においても、行動援護従業者を養成するための演習プログラムを開発し、それを実践するための全国規模の中央セミナーを2回開催した。特に、この演習プログラムの開発に当たっては、平成19年7月に開催した中央セミナーにおいて実践した演習プログラムをより効果的にするため積極的に改良を加え、平成20年3月の中央セミナーにおいて実践することで、プログラムの確立に至っており、今後の行動援護の本格的な実施に向けて国の取組を後押しするものとして意欲的に対応したものと認められる。 今後も、国のモデル施設として、行動援護の全国的な普及に寄与する取組を継続するとともに、知的障害者の支援の向上を図るため、知的障害者に関わる福祉や保健医療に従事する者や、将来従事することを希望する者等に対する実習を含めた養成・研修事業の一層の充実に努めていくことを期待する。 なお、この項目の評定に当たり、当委員会としては、養成・研修に概ね計画どおり取り組んでいることは評価するが、そもそも評価の基準となる数値目標が低く、平成18年度と比較して顕著な増加は見られないことなど、一層の取組を期待するものとして、法人の自己評価より低い B評価とするものである。		
【数値目標】	・ 知的障害の支援に係わる者の養成研修計画に基づき、平成19年度中に「福祉セミナー」を2回行う。	19年度においては、「福祉セミナー」を2回開催した。(業務実績「養成・研修事業の実施状況」(P.28)参照)					
【評価の視点】	・ 知的障害者援護施設において知的障害者の支援の業務に従事する者(生活支援員又は作業指導員、保健師又は看護師)に関する養成及び研修を行っているか。(また、アンケートを実施し、評価を得ているか。)	実績：○ 19年度においては、知的障害関係施設の職員等を対象に、福祉セミナーを9月と12月に2回開催した。また、厚生労働省の助成を受け、行動援護従業者養成中央セミナーを7月と3月に開催した。 なお、いずれのセミナー等もアンケート調査を実施したが、概ね好評との評価を得ている。(業務実績「養成・研修事業の実施状況」(P.28)参照)			(各委員の評定理由) ・ コメントなし		
・ 養成・研修プログラムは作成されたか。		実績：○ 都道府県が行う行動援護従業者に対する養成研修事業の演習プログラムについて、厚生労働省の助成を受けて作成した。			・ 大切な業務領域である養成・研修に関して積極的に対応しており、評価すべきものと考えた。 ・ 行動援護従事者養成中央セミナーを2回開催し、福祉セミナーは目標通り2回開催している。 ・ ほぼ年度計画のとおりとB評価いたします。 ・ コメントなし ・ コメントなし ・ 積極的とはいえないが・・・ ・ 評価はできるが、数値目標自体が少ない。また、セミナーや演習プログラムの作成において、厚生労働省や県の助成を受けているが、できるだけ他の		

予算に頼らず、法人主催のセミナー等にすべきではないかと思われる。

中期目標	中期計画	平成19年度計画	業務実績																																										
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>4 援助・助言 知的障害者支援施設の求めに応じて効果的な援助・助言を行うこと。とりわけ、重度知的障害者の地域への移行に向けた取組みに関する援助・助言を積極的に行うこと。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>4 援助・助言</p> <p>第2の2(1)の②で定めた調査及び研究の成果に関する援助・助言を積極的に行っていくための方策を検討し、実践する。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>4 援助・助言</p> <p>(1) 調査及び研究の成果を、ニュースレター、ホームページ等に掲載し、その内容の周知に努め、成果に対する資料請求や援助・助言の求めに積極的に対応する。</p> <p>(2) 地域相談支援センターの機能を活用して、障害者支援施設の求めに対応する。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>4 援助・助言</p> <p>(1) 調査及び研究の成果について、ニュースレター、ホームページ等に掲載し、その内容の周知に努めたところであり、成果に対する資料請求や援助・助言の求めに積極的に対応した。</p> <p>(2) 障害者支援施設への援助・助言</p> <p>① これまでの地域移行の実績や障害者自立支援法に基づく新事業体系の実践をふまえ、障害者支援施設の求めに応じて効果的な援助・助言を行うため、積極的に広報に努めた。</p> <p>ア 援助・助言に係る業務等を当法人のホームページにて紹介した。 また、ニュースレターやパンフレット等に掲載し、関係機関や関係自治体及び障害者支援施設等に配布するとともに、視察者や見学者等の来訪時に配布した。</p> <p>イ 研修会や講演会及び地域との連絡協議会（高崎市主催の地域自立支援協議会）等に積極的に参加し、それらを通じて当法人の援助・助言に係る役割を広く紹介した。</p> <p>② これらの広報に努めた結果、障害者支援施設から業務運営や支援方法等に係る援助・助言のための当法人施設の見学、意見交換の希望や職員の講師派遣要請等があった。 なお、19年度における障害者支援施設からの「援助・助言」に相当する案件は、117件であった。</p> <p>〈「援助・助言」の要請の概要〉</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 経営主体別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・公 営</td> <td>25施設</td> </tr> <tr> <td>・民 営</td> <td>92施設</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>117施設</td> </tr> <tr> <td>イ 地域別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・高崎市内</td> <td>2施設</td> </tr> <tr> <td>・群馬県内（除く高崎市）</td> <td>11施設</td> </tr> <tr> <td>・群馬県外</td> <td>104施設</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>117施設</td> </tr> <tr> <td>ウ 内容別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・障害者自立支援法に関すること</td> <td>3施設</td> </tr> <tr> <td>・支援方法に関すること</td> <td>4施設</td> </tr> <tr> <td>・事業の展開に関すること</td> <td>101施設</td> </tr> <tr> <td>・その他</td> <td>9施設</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>117施設</td> </tr> <tr> <td>エ 対応方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・意見交換（施設内の見学・視察）</td> <td>19施設</td> </tr> <tr> <td>・職員を派遣</td> <td>5施設</td> </tr> <tr> <td>・資料の提供</td> <td>87施設</td> </tr> <tr> <td>・口頭説明（電話等）</td> <td>6施設</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>117施設</td> </tr> </table>	ア 経営主体別		・公 営	25施設	・民 営	92施設	計	117施設	イ 地域別		・高崎市内	2施設	・群馬県内（除く高崎市）	11施設	・群馬県外	104施設	計	117施設	ウ 内容別		・障害者自立支援法に関すること	3施設	・支援方法に関すること	4施設	・事業の展開に関すること	101施設	・その他	9施設	計	117施設	エ 対応方法		・意見交換（施設内の見学・視察）	19施設	・職員を派遣	5施設	・資料の提供	87施設	・口頭説明（電話等）	6施設	計	117施設
ア 経営主体別																																													
・公 営	25施設																																												
・民 営	92施設																																												
計	117施設																																												
イ 地域別																																													
・高崎市内	2施設																																												
・群馬県内（除く高崎市）	11施設																																												
・群馬県外	104施設																																												
計	117施設																																												
ウ 内容別																																													
・障害者自立支援法に関すること	3施設																																												
・支援方法に関すること	4施設																																												
・事業の展開に関すること	101施設																																												
・その他	9施設																																												
計	117施設																																												
エ 対応方法																																													
・意見交換（施設内の見学・視察）	19施設																																												
・職員を派遣	5施設																																												
・資料の提供	87施設																																												
・口頭説明（電話等）	6施設																																												
計	117施設																																												

中期目標	中期計画	平成19年度計画	業務実績				
			<p>④ このほかにも、自治体等から管内の施設等への指導や助言をするため等の目的による来訪や電話等による援助・助言の求めがあった。</p> <p>〈地方自治体等への平成19年度の援助・助言の実績〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県 2件</li> <li>・政令指定都市・中核市 2件</li> <li>・市町村 1件</li> <li>計 5件</li> </ul>				
評価の視点等			自己評価	A	評価項目11	評定	A
			<p>援助・助言の件数については、法人業務の広報に努めたことにより、18年度と比較して3倍の伸びとなり、実績が上がった。</p>			<p>(委員会としての評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 援助・助言については、のぞみの園の業務や援助・助言に関する広報に努めたことにより、平成19年度においては、その実績が大幅に増加したことを評価する。</li> </ul>	
【数値目標】 なし			-			<p>今後は、中期目標に掲げる「重度知的障害者の地域への移行に向けた取組に関する援助・助言」の件数の増加にも留意して取組を行うことにより、一層の利用拡大に努められたい。</p>	
【評価の視点】 ・ 障害者支援施設の求めに応じて効果的な援助・助言を行っているか。とりわけ、重度知的障害者の地域への移行に向けた取組に関する援助・助言を積極的に行っているか。			<p>実績：○ 「障害者支援施設の求めに応じて」援助・助言については、依頼者の希望により、当法人の施設を案内し、意見交換を行い、職員を派遣するなど、効果的な方法を選択して実施した。 援助・助言の内容は、当法人が障害者自立支援法に基づく新事業を全国に先駆けて実施しており、新事業に係る実施方法や個別支援計画など、障害者自立支援法に関するもの及び地域移行に関する援助・助言等が多かった。(業務実績「障害者支援施設への援助・助言」(P.30~31)参照)</p>			<p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ のぞみの園で行った19年度の地域移行の実績などをふまえ、他施設に対しての援助・助言を積極的に実施しようとしたことが示唆されるので評価します。実際にはその内容はあまりなかったようですが他施設からの要望がないことが問題のようにも思います。</li> <li>・ コメントなし</li> <li>・ 援助・助言件数は18年度と比較して、3倍の伸びとなった。大きな伸びを示している。</li> <li>・ 地域移行等に関して、十分な援助・助言の実施が行われたと考えます。</li> <li>・ 前年度比3倍の伸び、日頃の活動の成果を評価</li> <li>・ 相談件数は117件であり、前年度との比較で3倍とのことであるが、「重度知的障害者の地域移行の取り組み」に関する件数は、そのうちいくらか。全体の件数としても必ずしも多いとはいえないと判断する。</li> <li>・ 増加してることを評価。</li> <li>・ 3倍は評価出来るが、元々件数が少なかったのではないかと考えれば、当然の増加と思われる。 群馬県の相談支援体制の構築を図ったことは評価できるが、独立行政法人であるので、全国対象にならなければならないのではないかと。</li> </ul>	



中期目標	中期計画	平成19年度計画	業務実績																																																																					
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>5 その他の業務 前4事項に附帯する各種の業務を行うこと。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>5 その他の業務 前4事項に附帯する業務として、主に次の業務を行う。 (1) 知的障害者に対する診療業務を行う。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>5 その他の業務 前4事項に附帯する業務として、主に次の業務を行う。 (1) 知的障害者に対する診療業務を行う。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>5 その他の業務</p> <p>(1) 知的障害者に対する診療業務 ア 施設利用者や地域の知的障害者に対する診療業務を行った。 なお、施設利用者の健康管理及び医療的ケアの必要な寮(4か寮)への訪問看護を行った。</p> <p>(ア) 診療件数: 19年度 21,745件 (18年度 21,118件)</p> <p>(イ) 患者数(外来)の推移</p> <table border="1"> <caption>単位: 件</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">19年度</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医科</td> <td>15,086 16,950</td> <td>16,725 18,496</td> <td>17,320 19,279</td> </tr> <tr> <td>歯科</td> <td>2,301 2,849</td> <td>2,331 2,622</td> <td>2,237 2,466</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>17,387 19,799</td> <td>19,056 21,118</td> <td>19,557 21,745</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>臨床心理</td> <td>(838) 659 1,497</td> <td>(850) 576 1,426</td> <td>(812) 496 1,308</td> </tr> <tr> <td>機能訓練</td> <td>(22) 6,377 6,399</td> <td>(30) 6,030 6,060</td> <td>(3) 5,504 5,507</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 臨床心理科及び機能訓練科の上段かっこ書きは、保険診療分(医科の内数)である。 注2) 機能訓練科については、17年6月診療分から保険診療を行っている。</p> <p>〈MRIの利用状況〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>125件</td> <td>141件</td> <td>159件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) 患者数(入院:13床)の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ</td> <td>3,922人</td> <td>4,248人</td> <td>4,114人</td> </tr> <tr> <td>1日平均</td> <td>10.7人</td> <td>11.6人</td> <td>11.2人</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 臨床心理科で行う心理相談は、利用者一人ひとりのプライバシーの尊重を基本に、本人からの要望や不安、訴え等を面談を通して行った。 相談内容は、生活支援に関する相談、及び行動障害に関する相談が大部分を占めた。</p> <p>〈心理相談実施状況〉</p> <table border="1"> <caption>単位: 件</caption> <thead> <tr> <th>相談内容</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活支援</td> <td>217</td> <td>167</td> <td>156</td> </tr> <tr> <td>行動障害</td> <td>253</td> <td>216</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>高齢化</td> <td>39</td> <td>31</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>作業適性等</td> <td>12</td> <td>9</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>521</td> <td>423</td> <td>413</td> </tr> </tbody> </table>	区分	19年度			17年度	18年度	19年度	医科	15,086 16,950	16,725 18,496	17,320 19,279	歯科	2,301 2,849	2,331 2,622	2,237 2,466	計	17,387 19,799	19,056 21,118	19,557 21,745	臨床心理	(838) 659 1,497	(850) 576 1,426	(812) 496 1,308	機能訓練	(22) 6,377 6,399	(30) 6,030 6,060	(3) 5,504 5,507	17年度	18年度	19年度	125件	141件	159件		17年度	18年度	19年度	延べ	3,922人	4,248人	4,114人	1日平均	10.7人	11.6人	11.2人	相談内容	17年度	18年度	19年度	生活支援	217	167	156	行動障害	253	216	220	高齢化	39	31	29	作業適性等	12	9	8	計	521	423	413
区分	19年度																																																																							
	17年度	18年度	19年度																																																																					
医科	15,086 16,950	16,725 18,496	17,320 19,279																																																																					
歯科	2,301 2,849	2,331 2,622	2,237 2,466																																																																					
計	17,387 19,799	19,056 21,118	19,557 21,745																																																																					
臨床心理	(838) 659 1,497	(850) 576 1,426	(812) 496 1,308																																																																					
機能訓練	(22) 6,377 6,399	(30) 6,030 6,060	(3) 5,504 5,507																																																																					
17年度	18年度	19年度																																																																						
125件	141件	159件																																																																						
	17年度	18年度	19年度																																																																					
延べ	3,922人	4,248人	4,114人																																																																					
1日平均	10.7人	11.6人	11.2人																																																																					
相談内容	17年度	18年度	19年度																																																																					
生活支援	217	167	156																																																																					
行動障害	253	216	220																																																																					
高齢化	39	31	29																																																																					
作業適性等	12	9	8																																																																					
計	521	423	413																																																																					

中期目標	中期計画	平成19年度計画	業務実績																																																																																																																																																																																																																																													
	<p>(2) 専門学校の学生、ホームヘルパー研修受講者等の実習の受け入れを行う。</p> <p>(3) 居宅の知的障害者に対する相談を行う。</p>	<p>(2) 大学、専門学校等の学生、ホームヘルパー研修受講者等の実習の受け入れを行う。</p> <p>(3) 医学生等各分野の関係者に対し、知的障害に関する理解を深めるための見学・実習等の受入れ、および講師派遣を積極的に進める。</p>	<p>(2) 実習・見学等の受入            ア 学校等で習得した知識・技能について、さらに総合的な応用力を身につけるため「単位実習」として行われる福祉系大学や専門学校の学生、ホームヘルパー研修受講者等の実習の受入れを行った。            イ 施設利用者の生活場面を通して知的障害者への理解を深めるため、「1日見学・実習」として大学生（短大生）、専門学校生、小・中・高校生等の受入れを行った。</p> <p>(3) 医学生等の見学等の受入            関連分野の職種等関係者の見学・実習等の受入れを積極的に受け入れることとし、医学生、歯科衛生士及び教員の養成に係る実習の受入れを行った。            また、群馬県警察学校には、当法人から講師を派遣し6月に講義（参加者110人）を実施したほか、19年度から新たに1日見学・実習の受入を行った。            その他、福祉関係者の見学の受入れやボランティア活動の受入れ等も積極的に行った。</p> <p style="text-align: center;">実習・見学等の状況</p> <p style="text-align: center;">(単位実習)</p> <table border="1" data-bbox="1822 737 2585 1457"> <thead> <tr> <th rowspan="3">種別</th> <th rowspan="3">学校等の区分</th> <th colspan="6">受入れ校および受入れ人数</th> </tr> <tr> <th colspan="2">17年度</th> <th colspan="2">18年度</th> <th colspan="2">19年度</th> </tr> <tr> <th>校数</th> <th>人数</th> <th>校数</th> <th>人数</th> <th>校数</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉援助技術実習</td> <td>大学</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td></td> <td>短大等</td> <td>7</td> <td>12</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>保育士実習</td> <td>大学</td> <td>6</td> <td>42</td> <td>6</td> <td>44</td> <td>9</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td></td> <td>短大等</td> <td>17</td> <td>134</td> <td>19</td> <td>115</td> <td>22</td> <td>122</td> </tr> <tr> <td>履修科目単位実習</td> <td>大学</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>短大等</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>行動援護従業者養成研修</td> <td></td> <td>1</td> <td>71</td> <td>1</td> <td>64</td> <td>1</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>ホームヘルパー養成基礎講座</td> <td>県委託事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>移動介護従業者養成研修</td> <td>介護労働安定センター</td> <td>1</td> <td>77</td> <td>1</td> <td>33</td> <td>1</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>秩父学園養成</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>訪問介護員養成研修</td> <td>専門学校等</td> <td>3</td> <td>71</td> <td>2</td> <td>69</td> <td>3</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>早期体験実習(医師養成)</td> <td>大学</td> <td>2</td> <td>10</td> <td>2</td> <td>14</td> <td>2</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>歯科衛生士(養成実習)</td> <td>専門学校等</td> <td>1</td> <td>63</td> <td>1</td> <td>63</td> <td>1</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>介護等体験(教養成)</td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>44</td> <td>491</td> <td>50</td> <td>424</td> <td>57</td> <td>432</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">〈1日見学・実習〉</p> <table border="1" data-bbox="1822 1507 2585 1898"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学校等区分</th> <th colspan="2">17年度</th> <th colspan="2">18年度</th> <th colspan="2">19年度</th> </tr> <tr> <th>校数</th> <th>人数</th> <th>校数</th> <th>人数</th> <th>校数</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学</td> <td>5</td> <td>399</td> <td>2</td> <td>261</td> <td>2</td> <td>299</td> </tr> <tr> <td>短期大学</td> <td>1</td> <td>97</td> <td>1</td> <td>105</td> <td>1</td> <td>89</td> </tr> <tr> <td>専門学校及び看護学校</td> <td>2</td> <td>170</td> <td>2</td> <td>156</td> <td>4</td> <td>239</td> </tr> <tr> <td>秩父学園養成所</td> <td>1</td> <td>22</td> <td>1</td> <td>24</td> <td>1</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>入所施設実務研修</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>警察学校生</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>医師養成大学</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>一般社会人養成研修</td> <td>3</td> <td>127</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>1</td> <td>21</td> <td>1</td> <td>20</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>14</td> <td>841</td> <td>8</td> <td>567</td> <td>11</td> <td>735</td> </tr> </tbody> </table>	種別	学校等の区分	受入れ校および受入れ人数						17年度		18年度		19年度		校数	人数	校数	人数	校数	人数	社会福祉援助技術実習	大学	5	10	5	8	5	8		短大等	7	12	5	6	6	8	保育士実習	大学	6	42	6	44	9	62		短大等	17	134	19	115	22	122	履修科目単位実習	大学			1	2	1	2		短大等			1	10	1	6	行動援護従業者養成研修		1	71	1	64	1	30	ホームヘルパー養成基礎講座	県委託事業					1	22	移動介護従業者養成研修	介護労働安定センター	1	77	1	33	1	24	秩父学園養成	—	1	1	1	2	1	1	訪問介護員養成研修	専門学校等	3	71	2	69	3	80	早期体験実習(医師養成)	大学	2	10	2	14	2	14	歯科衛生士(養成実習)	専門学校等	1	63	1	63	1	50	介護等体験(教養成)		—	—	5	5	2	2	計		44	491	50	424	57	432	学校等区分	17年度		18年度		19年度		校数	人数	校数	人数	校数	人数	大学	5	399	2	261	2	299	短期大学	1	97	1	105	1	89	専門学校及び看護学校	2	170	2	156	4	239	秩父学園養成所	1	22	1	24	1	22	入所施設実務研修	0	0	1	1	0	0	警察学校生					1	63	医師養成大学	1	5	0	0	0	0	一般社会人養成研修	3	127	0	0	0	3	高等学校	0	0	0	0	1	20	中学校	1	21	1	20	1	0	小学校	0	0	0	0	0	0	計	14	841	8	567	11	735
種別	学校等の区分	受入れ校および受入れ人数																																																																																																																																																																																																																																														
		17年度				18年度		19年度																																																																																																																																																																																																																																								
		校数	人数	校数	人数	校数	人数																																																																																																																																																																																																																																									
社会福祉援助技術実習	大学	5	10	5	8	5	8																																																																																																																																																																																																																																									
	短大等	7	12	5	6	6	8																																																																																																																																																																																																																																									
保育士実習	大学	6	42	6	44	9	62																																																																																																																																																																																																																																									
	短大等	17	134	19	115	22	122																																																																																																																																																																																																																																									
履修科目単位実習	大学			1	2	1	2																																																																																																																																																																																																																																									
	短大等			1	10	1	6																																																																																																																																																																																																																																									
行動援護従業者養成研修		1	71	1	64	1	30																																																																																																																																																																																																																																									
ホームヘルパー養成基礎講座	県委託事業					1	22																																																																																																																																																																																																																																									
移動介護従業者養成研修	介護労働安定センター	1	77	1	33	1	24																																																																																																																																																																																																																																									
秩父学園養成	—	1	1	1	2	1	1																																																																																																																																																																																																																																									
訪問介護員養成研修	専門学校等	3	71	2	69	3	80																																																																																																																																																																																																																																									
早期体験実習(医師養成)	大学	2	10	2	14	2	14																																																																																																																																																																																																																																									
歯科衛生士(養成実習)	専門学校等	1	63	1	63	1	50																																																																																																																																																																																																																																									
介護等体験(教養成)		—	—	5	5	2	2																																																																																																																																																																																																																																									
計		44	491	50	424	57	432																																																																																																																																																																																																																																									
学校等区分	17年度		18年度		19年度																																																																																																																																																																																																																																											
	校数	人数	校数	人数	校数	人数																																																																																																																																																																																																																																										
大学	5	399	2	261	2	299																																																																																																																																																																																																																																										
短期大学	1	97	1	105	1	89																																																																																																																																																																																																																																										
専門学校及び看護学校	2	170	2	156	4	239																																																																																																																																																																																																																																										
秩父学園養成所	1	22	1	24	1	22																																																																																																																																																																																																																																										
入所施設実務研修	0	0	1	1	0	0																																																																																																																																																																																																																																										
警察学校生					1	63																																																																																																																																																																																																																																										
医師養成大学	1	5	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																										
一般社会人養成研修	3	127	0	0	0	3																																																																																																																																																																																																																																										
高等学校	0	0	0	0	1	20																																																																																																																																																																																																																																										
中学校	1	21	1	20	1	0																																																																																																																																																																																																																																										
小学校	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																										
計	14	841	8	567	11	735																																																																																																																																																																																																																																										

中期目標	中期計画	平成19年度計画	業務実績																																																																																																																																																																																																																																																								
		<p>(4) 群馬県障害者総合相談支援モデル事業の受託を通して、市町村のケアマネジメント体制整備を支援する。</p> <p>(5) 地域相談支援センター機能を活用して、地域の知的障害者等からの相談等に対し、専門的に対応する。</p>	<p>〈上記以外の見学者の受入れ〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">17年度</th> <th colspan="2">18年度</th> <th colspan="2">19年度</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>人数</th> <th>件数</th> <th>人数</th> <th>件数</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県市町村関係</td> <td>7</td> <td>23</td> <td>4</td> <td>17</td> <td>5</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>社会福祉協議会等</td> <td>7</td> <td>148</td> <td>6</td> <td>161</td> <td>5</td> <td>119</td> </tr> <tr> <td>民生・児童委員</td> <td>21</td> <td>878</td> <td>24</td> <td>804</td> <td>19</td> <td>537</td> </tr> <tr> <td>学校関係(福祉関係等)</td> <td>13</td> <td>76</td> <td>15</td> <td>54</td> <td>27</td> <td>176</td> </tr> <tr> <td>福祉施設等</td> <td>21</td> <td>152</td> <td>26</td> <td>220</td> <td>28</td> <td>241</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8</td> <td>37</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>77</td> <td>1,314</td> <td>76</td> <td>1,257</td> <td>89</td> <td>1,105</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 障害者総合相談支援事業の受託・実施 群馬県からの「障害者総合相談支援事業」の受託を通して、全県的な相談支援体制の構築を図るための支援を行った。</p> <p>(5) 居宅の知的障害者等に対する相談 地域相談支援センター(サポートパルやちよ)においては、地域の障害者の家族や養護学校、障害福祉に関する機関等からの相談に応じた。相談の相手方としては、19年度は居宅の障害者等及び市町村からの相談が多かった。</p> <p>〈19年度相談の受付状況(障害者支援施設を除く)〉 単位:件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域</th> <th rowspan="2">計</th> <th colspan="3">内訳</th> </tr> <tr> <th>高崎市</th> <th>県内</th> <th>県外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談の相手方</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>政令指定都市・中核市</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>13</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>相談機関(注1)</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>居宅支援事業者</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>障害者等(注2)</td> <td>85</td> <td>74</td> <td>6</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>その他(社協・養護学校等)</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>112</td> <td>87</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1: 更生相談所・児童相談所及び相談支援センターである。 注2: 居宅の障害者本人及び家族等であり、その相談状況は次表のとおり。</p> <p>①相談方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>実人員</th> <th>電話</th> <th>来所</th> <th>訪問</th> <th>連絡調整</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知的障害</td> <td>51</td> <td>568</td> <td>150</td> <td>236</td> <td>1372</td> <td>2326</td> </tr> <tr> <td>身体障害</td> <td>26</td> <td>157</td> <td>4</td> <td>242</td> <td>1054</td> <td>1457</td> </tr> <tr> <td>精神障害</td> <td>3</td> <td>37</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>66</td> <td>113</td> </tr> <tr> <td>発達障害</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4</td> <td>32</td> <td>2</td> <td>56</td> <td>42</td> <td>132</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>85</td> <td>794</td> <td>162</td> <td>540</td> <td>2534</td> <td>4030</td> </tr> </tbody> </table> <p>②相談内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>実人員</th> <th>日中活動</th> <th>余暇</th> <th>進路</th> <th>療育</th> <th>介護負担</th> <th>健康管理</th> <th>生活一般</th> <th>制度一般</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知的障害</td> <td>51</td> <td>642</td> <td>191</td> <td>138</td> <td>0</td> <td>144</td> <td>242</td> <td>515</td> <td>254</td> <td>965</td> <td>3091</td> </tr> <tr> <td>身体障害</td> <td>26</td> <td>107</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>58</td> <td>350</td> <td>401</td> <td>188</td> <td>613</td> <td>1726</td> </tr> <tr> <td>精神障害</td> <td>3</td> <td>29</td> <td>47</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>35</td> <td>136</td> </tr> <tr> <td>発達障害</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4</td> <td>61</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>29</td> <td>1</td> <td>75</td> <td>178</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>85</td> <td>840</td> <td>249</td> <td>143</td> <td>0</td> <td>203</td> <td>608</td> <td>953</td> <td>451</td> <td>1690</td> <td>5137</td> </tr> </tbody> </table>	種別	17年度		18年度		19年度		件数	人数	件数	人数	件数	人数	県市町村関係	7	23	4	17	5	24	社会福祉協議会等	7	148	6	161	5	119	民生・児童委員	21	878	24	804	19	537	学校関係(福祉関係等)	13	76	15	54	27	176	福祉施設等	21	152	26	220	28	241	その他	8	37	1	1	5	8	計	77	1,314	76	1,257	89	1,105	地域	計	内訳			高崎市	県内	県外	相談の相手方					都道府県	0	0	0	0	政令指定都市・中核市	4	0	0	4	市町村	13	4	3	6	相談機関(注1)	3	3	0	0	居宅支援事業者	0	0	0	0	障害者等(注2)	85	74	6	5	その他(社協・養護学校等)	7	6	1	0	計	112	87	10	15	分類	実人員	電話	来所	訪問	連絡調整	計	知的障害	51	568	150	236	1372	2326	身体障害	26	157	4	242	1054	1457	精神障害	3	37	5	5	66	113	発達障害	1	0	1	1	0	2	その他	4	32	2	56	42	132	計	85	794	162	540	2534	4030	分類	実人員	日中活動	余暇	進路	療育	介護負担	健康管理	生活一般	制度一般	その他	計	知的障害	51	642	191	138	0	144	242	515	254	965	3091	身体障害	26	107	8	1	0	58	350	401	188	613	1726	精神障害	3	29	47	1	0	1	8	7	8	35	136	発達障害	1	1	1	1	0	0	0	1	0	2	6	その他	4	61	2	2	0	0	8	29	1	75	178	計	85	840	249	143	0	203	608	953	451	1690	5137
種別	17年度		18年度		19年度																																																																																																																																																																																																																																																						
	件数	人数	件数	人数	件数	人数																																																																																																																																																																																																																																																					
県市町村関係	7	23	4	17	5	24																																																																																																																																																																																																																																																					
社会福祉協議会等	7	148	6	161	5	119																																																																																																																																																																																																																																																					
民生・児童委員	21	878	24	804	19	537																																																																																																																																																																																																																																																					
学校関係(福祉関係等)	13	76	15	54	27	176																																																																																																																																																																																																																																																					
福祉施設等	21	152	26	220	28	241																																																																																																																																																																																																																																																					
その他	8	37	1	1	5	8																																																																																																																																																																																																																																																					
計	77	1,314	76	1,257	89	1,105																																																																																																																																																																																																																																																					
地域	計	内訳																																																																																																																																																																																																																																																									
		高崎市	県内	県外																																																																																																																																																																																																																																																							
相談の相手方																																																																																																																																																																																																																																																											
都道府県	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																							
政令指定都市・中核市	4	0	0	4																																																																																																																																																																																																																																																							
市町村	13	4	3	6																																																																																																																																																																																																																																																							
相談機関(注1)	3	3	0	0																																																																																																																																																																																																																																																							
居宅支援事業者	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																							
障害者等(注2)	85	74	6	5																																																																																																																																																																																																																																																							
その他(社協・養護学校等)	7	6	1	0																																																																																																																																																																																																																																																							
計	112	87	10	15																																																																																																																																																																																																																																																							
分類	実人員	電話	来所	訪問	連絡調整	計																																																																																																																																																																																																																																																					
知的障害	51	568	150	236	1372	2326																																																																																																																																																																																																																																																					
身体障害	26	157	4	242	1054	1457																																																																																																																																																																																																																																																					
精神障害	3	37	5	5	66	113																																																																																																																																																																																																																																																					
発達障害	1	0	1	1	0	2																																																																																																																																																																																																																																																					
その他	4	32	2	56	42	132																																																																																																																																																																																																																																																					
計	85	794	162	540	2534	4030																																																																																																																																																																																																																																																					
分類	実人員	日中活動	余暇	進路	療育	介護負担	健康管理	生活一般	制度一般	その他	計																																																																																																																																																																																																																																																
知的障害	51	642	191	138	0	144	242	515	254	965	3091																																																																																																																																																																																																																																																
身体障害	26	107	8	1	0	58	350	401	188	613	1726																																																																																																																																																																																																																																																
精神障害	3	29	47	1	0	1	8	7	8	35	136																																																																																																																																																																																																																																																
発達障害	1	1	1	1	0	0	0	1	0	2	6																																																																																																																																																																																																																																																
その他	4	61	2	2	0	0	8	29	1	75	178																																																																																																																																																																																																																																																
計	85	840	249	143	0	203	608	953	451	1690	5137																																																																																																																																																																																																																																																

評価の視点等	自己評価	A	評価項目12	評 定	B	
			<p>福祉系大学や専門学校等の学生等の実習・見学の受入数が18年度と比較して増加しており、順調に受入拡大が図られた。特に、群馬県警察学校の警察官の受入については、従来から実施していた講義方式の講習に加え、施設利用者に対して直に触れ合うことの重要性を働きかけたことにより、19年度から1日見学・実習の受入が実現したものであり、当法人の特色を活かして実習希望校の新規開拓に繋がるよう積極的に取り組んだ。</p>			<p>(委員会としての評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>その他の業務(附帯業務)のうち、診療所については、施設利用者に対する医療の確保と地域の知的障害者等への医療の提供を積極的に進めたことにより、診療件数及び診療収入について着実に増加させていると認められる。今後、診療所は、高齢化する施設利用者に対するかかりつけ医として、その役割の重要性は益々高まることが考えられることから、その機能の充実とともに、一層の効率的な業務運営を図るための方法等について、幅広く検討を進めることが望まれる。</li> </ul> <p>なお、この項目の評定に当たり、当委員会としては、上記のような取組は評価するものの、福祉系大学や専門学校等の学生等に対する実習・見学等の受入について、平成18年度と比較して顕著な増加は見られないなど、全体を判断して法人の自己評価より低いB評価とした。今後は、実習内容の充実を図り、学生等にとって魅力ある実習を提供することが望まれる。また、その他の業務(附帯業務)のうち、診療所について、診療件数及び診療収入について着実に増加させていることを評価する。</p>
<p>【数値目標】 なし</p>		-				
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>診療患者数はどのくらいか。</li> </ul>			<p>実績：-</p> <p>19年度の診療件数は、21,745件となり、18年度と比較して、約600件増加したが、これは、施設利用者に対する診療について、外部医療機関に頼らず、当法人の診療所においてできる限り対応することとしたことによるものである。なお、予防医学に力を入れたことにより、施設利用者の疾病等の早期発見・早期治療に繋がっている。(業務実績「知的障害者に対する診療業務」(P.32)参照)</p>			<p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉系大学や専門学校等の学生等の実習・見学の受入数が18年度と比較して増加しており、順調に受入拡大が図られている。その他の実習の受け入れも受け入れ積極的に実施していることが評価できる。また、診療件数も増加しており、評価する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>実習の受け入れ件数、受け入れ人数はどのくらいか。</li> </ul>			<p>実績：-</p> <p>実習の受入(単位実習)については、福祉系大学や短期大学等の実習希望校のニーズに応じた対応を行う等により、実習を希望する学校数が19年度においては50校から57校、受入人数として424人から432人に拡大した。</p> <p>また、医学生の実習受入については、例えば、群馬大学医学部の学生に対して、高齢者の施設が一般的である中で、知的障害者の実際を学ぶ実習メニューを提供するなど、当法人の特色を活かした効果的なものとなるよう工夫を図っている。(業務実績「実習・見学等の受入」他(P.33~34)参照)</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>実習・見学者の受入について、それほど上回っているとは思われなかった。診療業務について、医療提供システムは変化しており、診療機関の機能、在り方を再検討すべきと考える。今までを前提とせず医療改革を十分に吟味して、外部委託も含め検討すべきである。(本当に2億円/年の交付金は必要か。)</li> <li>診療件数は600件増加。実習受入校も7校増加している。群大医学部にも特色あるコースを提供。相談件数は100件を超えている。</li> <li>実習・見学者について特段の増加とは受け取れない。また、診療件数について外部の利用者は減少しており、入所者が高齢化したためか、利用が増加しているように見えるため、B評価としたい。</li> <li>大学生等の他、小中校生の受け入れは大いに評価できる。これをもっと増やすべき。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>相談件数はどのくらいか。</li> </ul>			<p>実績：-</p> <p>地域相談支援センターにおいて取りまとめた19年度の相談件数は、112件あった。(業務実績「居宅の知的障害者等に対する相談」(P.34)参照)</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>コメントなし</li> <li>増加したことを評価する。</li> <li>全国の施設職員対象の研修が少ないのではないかと。又、実習に関してもより内容の充実が必要なのではないかと。</li> </ul>

中期目標	中期計画	平成19年度計画	業務実績			
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>6 サービス提供に関する第三者評価の実施及び評価結果の公表 サービスを適切に提供する観点から、有識者、保護者、地域代表等からなる第三者評価機関を設け、利用者の支援状況等について定期的な評価の実施と評価結果の公表を行うこと。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>6 サービス提供に関する第三者評価の実施及び評価結果の公表 サービスを適切に提供する観点から、第三者評価機関を設ける。</p> <p>(1) 第三者評価機関 有識者、保護者、地域代表等から構成される評価委員会により、利用者の支援状況等について、評価の実施と評価結果の公表を行う。</p> <p>(2) 実施方針 評価委員会は、原則年1回実施する。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>6 サービス提供に関する第三者評価の実施及び評価結果の公表 サービスを適切に提供する観点から、有識者、保護者、地域代表等から構成される評価委員会を原則年1回以上開催し、評価結果の公表を行う。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>6 サービス提供に関する第三者評価の実施 有識者、保護者、地域代表等から構成する「のぞみの園第三者評価委員会」を20年2月に開催した。 評価委員会においては、中期目標期間中の業務実績の報告を行うとともに、前回委員会開催以降に講じた利用者支援に関する取組を報告し、意見等を伺った。</p>			
評価の視点等		自己評価	B	評価項目13	評定	B
		<p>第三者評価委員会について、20年2月に1回開催するなど、概ね計画どおりである。</p>			<p>(委員会としての評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>のぞみの園における業務運営や施設利用者に対する支援の状況について、第三者評価委員会に対し報告し、意見等を受けるなど、概ね計画どおり実施している。</li> </ul>	
	【数値目標】	<p>第三者評価委員会については、20年2月に1回開催した。(業務実績「サービス提供に関する第三者評価の実施」(P.36)参照)</p>			<p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画通りのためBとします。</li> </ul>	
	【評価の視点】	<p>実績：○ 19年度においても、有識者、保護者、地域代表等から構成される「のぞみの園第三者評価委員会」を引き続き設置し、20年2月に第三者評価委員会を開催した。(業務実績「サービス提供に関する第三者評価の実施」(P.36)参照)</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>コメントなし</li> <li>評価委員会は目標通り年1回開催している。評価委員会で取り組みを報告し、意見を伺っているが、評価結果の公表はまだ行っていない。</li> <li>年度計画のとおりと評価いたします。</li> </ul>	
	・ 利用者の支援状況等について定期的な評価の実施(原則年1回実施)と評価結果の公表を行っているか。	<p>実績：△ 2月に開催された第三者評価委員会においては、障害者自立支援法の施行後における施設利用者に対する支援の状況等を議題として取り上げ、委員から意見等を伺った。(業務実績「サービス提供に関する第三者評価の実施」(P.36)参照)</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>コメントなし</li> <li>評価の内容が、支援内容や運営に生かされたという実績がみられない。</li> <li>評価内容について、どこを指摘され、どう改善したのか更に説明が加えられると良い。</li> </ul>	

中期目標	中期計画	平成19年度計画	業務実績										
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>7 電子政府化については、政府及び厚生労働省の電子政府構築計画における独立行政法人のあり方に則し、各事業の業務の整理・合理化を踏まえ、年度計画に基づき対応する。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>7 業務の電子化を引き続き推進する。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>7 業務の電子化</p> <p>(1) ペーパーレス化の推進 法人内の連絡事項等についてはグループウェアを活用するよう周知し、業務の電子化によるペーパーレス化に努めた。</p> <p>ア 平成19年度は、18度に引き続き「例規集」をグループウェアへ登載した。</p> <p>イ 職員に対し、業務の効率化を図るため、法人内の連絡事項や共通文書等についてはグループウェアに登載するとともに、同ウェアを活用するよう周知徹底を図ってきており、19年度においても各部所からの求めに応じ、必要書類の登載を積極的に行い、業務の電子化を進めた。</p> <p>[様式等の新規登載件数] <span style="float: right;">単位：件</span></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>2</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 登録件数については、更新の登載件数も含む。</p>	年度	16年度	17年度	18年度	19年度	件数	2	13	11	9
年度	16年度	17年度	18年度	19年度									
件数	2	13	11	9									

評価の視点等	自己評価	B	評価項目14	評定	B
	法人内の文書について、グループウェアを利用した電子化を着実に進めている。			(委員会としての評定理由) ・ 業務の電子化については、着実に取組を進めている。	
【数値目標】 なし	-			(各委員の評定理由) ○ 計画通りにすすめているようですのでBとします。 ・ コメントなし	
【評価の視点】 ・ 実施されたものの内容はどのようなものか。	実績：- 業務の効率化を図るため、法人内の連絡事項はグループウェアを利用する等、ペーパーレス化に努めている。 19年度においては、当法人の規程や方針、関係法令等の「例規集」の電子化に継続的に取り組むとともに、施設利用者の支援に係る共通様式についてグループウェアに登載するなど、業務の効率化を進めた。(業務実績「ペーパーレス化の推進」(P.37)参照)			○ ペーパーレス化の推進に向け、グループウェアを利用している。さらに利用の周知徹底を図る段階にある。 ・ コメントなし ・ コメントなし ・ コメントなし ○ 概ね着実。普通。 ・ コメントなし	

中期目標	中期計画	平成19年度計画	業務実績
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費に占める自己収入の比率を38%以上にすること。</p> <p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。</p>	<p>第3 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 500,000,000円</p> <p>2 想定される理由 (1) 運営費交付金の受入れの遅延による資金の不足に対応するため。  (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給、重大な労働災害等の発生に伴う補償費の支払いなど、偶発的な出費に対応するため。</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画  なし</p> <p>第6 剰余金の使途</p> <p>1 職員の資質の向上のための学会、研修会等への参加及び外部の関係機関との人事交流</p> <p>2 施設・設備及び備品の補修、整備並びに備品の購入</p> <p>3 施設入所者の個別支援計画の適切な運用や地域における支援体制づくりなどの地域移行の取組み</p> <p>4 退職手当（依願退職等）への充当</p>	<p>第3 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p>	<p>第3 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画</p> <p>○ 厚生労働省の平成19年度障害者保健福祉推進事業（障害者自立支援調査研究プロジェクト）に係る「行動援護従業者養成研修演習プログラム開発事業」について、助成（国庫補助金15,000千円）を受け入れ、19年度の収入及び支出に計上した。</p> <p>○ 群馬県の小規模グループホーム等運営費支援事業費補助金（210千円）を受け入れ、19年度の収入及び支出に計上した。 なお、上記補助金を19年度の実施計画等に計上するにあたり、予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画の所要額の変更を行うとともに、独立行政法人通則法第31条第1項後段の規定に基づき、厚生労働大臣あて19年度計画の変更を行った。</p>

評価の視点等	自己評価	B	評価項目15	評 定	B															
	19年度は、中期目標期間の最終年度であるが、算定ルールに基づき作成した予算の範囲内で執行するとともに、中期目標に定める目標を達成した。			(委員会としての評定理由) ・ 運営費交付金以外の収入(自己収入)の確保については、地方自治体からの受託事業の拡大、施設利用者や地域の知的障害者等に対する診療収入の増加等の収入増に向けた努力が見受けられ、概ね計画どおり進展している。																
<b>【評価の視点】</b> ・ 自己収入の増加に努めているか。	実績：○ 19年度の自己収入(事業収入)については、診療所の受診者の増加に伴い、診療収入の増が図られた。また、国(厚生労働省)から障害者保健福祉推進事業を受けて行動援護従業者養成中央セミナーを実施し、群馬県が実施する研修事業や、日中一時支援サービス等市町村が実施する地域生活支援事業を受託するなどにより、収入増を図った。  <table border="1" data-bbox="1166 619 1917 814"> <thead> <tr> <th>[主な収入増]</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 診療収入</td> <td>98,768千円</td> <td>→ 99,921千円</td> </tr> <tr> <td>② 地域生活支援事業収入 (日中一時支援事業、相談支援事業)</td> <td>62千円</td> <td>→ 8,149千円</td> </tr> <tr> <td>③ 障害者保健福祉推進事業</td> <td>7,800千円</td> <td>→ 15,000千円</td> </tr> <tr> <td>④ 知的障害者(児)ホームへ ルパー養成基礎研修実施事業</td> <td>0千円</td> <td>→ 268千円</td> </tr> </tbody> </table>			[主な収入増]	平成18年度	平成19年度	① 診療収入	98,768千円	→ 99,921千円	② 地域生活支援事業収入 (日中一時支援事業、相談支援事業)	62千円	→ 8,149千円	③ 障害者保健福祉推進事業	7,800千円	→ 15,000千円	④ 知的障害者(児)ホームへ ルパー養成基礎研修実施事業	0千円	→ 268千円	(各委員の評定理由) ・ 中期目標に定める目標に到達していることから評価する。  ・ コメントなし  ・ 自己収入は若干ながら増加している。中期目標に基づく予算を作成し、予算範囲内で執行している。  ・ ほぼ計画通りと評価します。  ・ 収入増を図る取り組みは評価できる。地域の障害者を対象とした就労支援事業などはもっと増やせないか。  ・ コメントなし  ・ 自己収入の増加は診療所の受診者の増加への努力、各種セミナーの収入等努力をしている。計画を概ね実施している。	
[主な収入増]	平成18年度	平成19年度																		
① 診療収入	98,768千円	→ 99,921千円																		
② 地域生活支援事業収入 (日中一時支援事業、相談支援事業)	62千円	→ 8,149千円																		
③ 障害者保健福祉推進事業	7,800千円	→ 15,000千円																		
④ 知的障害者(児)ホームへ ルパー養成基礎研修実施事業	0千円	→ 268千円																		
・ 運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。	実績：○ 各年度の予算は、中期目標の目標である①「一般管理費及び事業費等の経費(運営費交付金を充当するもの)について、最終年度(19年度)の額を特殊法人の時(14年度)に比べて13%以上縮減」と②「総事業費に占める自己収入の比率を38%以上」を目標として、予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行した。			・ コメントなし																
・ 予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。	実績：○ 各年度、予算に従って、セグメント毎の収支計画を立てた。収支計画に従って、事業を執行し、その際の運営費交付金債務の収益化については、費用進行基準を採用した。 支出面では、給与水準の見直しによる引き下げ及び新陳代謝等による削減を図るなど、人件費の節減に努めた結果、計画額を下回る執行を行うことができた。 収入面においては、中期目標期間の最終年度であることから、独法会計基準第80第3項の規定に基づき、運営費交付金債務残高の全額を収益化したことにより計画額を上回り、当期総利益127百万円を計上することとなった。 これにより、16年度における退職者の大幅な増等による繰越欠損金120百万円については解消することとなった。 また、当期総利益から繰越欠損金を差し引いた7百万円については国庫へ納付した。																			
・ 運営費交付金が全額収益化されずに債務として残された場合には、その発生理由が明らかになっており、それが合理的なものであるか。	実績：○ 19年度は、中期目標期間の最終年度であることから、独法会計基準第80第3項の規定に基づき、運営費交付金債務残高の全額を収益化した。このため、運営費交付金債務残高はない。																			



中期目標	中期計画	平成19年度計画	業務実績			
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 人員の適正配置により、業務運営の効率化を図ること。</p> <p>2 利用者の処遇の充実を図り、業務運営の効率化を推進するための人事評価システムの導入に向けて検討を行うこと。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針 障害者の地域への移行の推進とサービスの質の向上に資する新しい人事評価システムの構築に向けた検討を行い、職員の能力と実績を適切に評価した適材適所の配置により、業務運営の効率化を図る。</p> <p>(2) 人員に係る指標 期末の常勤職員数を期初の90%とする。</p> <p>(参考1) 職員の数 期初の常勤職員数 310名 期末の常勤職員数の見込み 279名</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み 13,145百万円</p>	<p>第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画 別紙4のとおり</p> <p>(別紙4) 平成19年度 人事に関する計画</p> <p>1 方針 人事評価システムの活用により、職員の能力と実績を適切に評価した適材適所の配置を行い、業務運営の効率化を図る。</p> <p>2 人員に係る指標 当年度初の常勤職員数 288名 当年度末の常勤職員の見込み 279名</p> <p>3 当年度中の人件費総額見込み 2,760百万円</p>	<p>1 人事に関する計画</p> <p>19年度末常勤職員数 267人</p> <p>人件費総額 2,450百万円</p>			
評価の視点等		自己評価	A	評価項目16	評定	A
		<p>19年度末の常勤職員数について、人事に関する計画に掲げられた数を達成したほか、人件費総額についても給与水準の見直し等を行った結果、計画額を達成した。</p>		<p>(委員会としての評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員の採用等の人事に関する計画については、人員の削減を計画どおり達成するとともに、役職員給与の引き下げを実施することにより、課題となっている人件費の縮減に意欲的に取り組んでいることを評価する。</li> </ul>		
【評価の視点】	人事に関する計画の実施状況はどのようなものか。	<p>実績：－</p> <p>19年度末の常勤職員数は、267人であり、19年度の人事に関する計画における見込数(279人)を達成した。また、人件費についても、計画中の人件費総額見込み2,760百万円に対して、2,450百万円の実績となった。</p>		<p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>19年度末の常勤職員数については、計画に掲げられた数を達成しており、人件費総額についても、計画額を達成しているため評価する。</li> <li>入所者の所在不明事件は、平成19年度の給与コスト評価にとってもっともマイナスである。何のために仕事をしているか。</li> </ul>		
	利用者の処遇の充実を図り、業務運営の効率化を推進するための人事評価システムの導入に向けて検討を行っているか。	<p>実績：○</p> <p>人事評価制度の導入については、19年度において職能評価、業績評価及び情意評価、並びに目標管理評価を実施したが、給与への反映や人事配置に活用するためにはいくつかの課題を整理することが必要であり、今後、本格的な導入に向けて検討することとしている。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>計画見込み数279人を12人下回る常勤職員を達成している。人件費も計画を310百万円下回る実績を達成している。</li> <li>給与水準の見直しを大幅に実施されていることについてA評価とします。(他法人でこの位の引き下げを行っている所はあまりないのでは無いかと思えます。)</li> </ul>		
	人件費の実績が予算を上回った場合にはその理由が明らかになっており、それが合理的なものであるか。	<p>実績：－</p> <p>19年度における人件費の実績は、役職員の給与の引き下げ等により、予算額を大きく下回った。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>人件費の大幅減を高く評価</li> <li>コメントなし</li> <li>職員の人事計画通り実施することができ、計画額の達成及び人事評価制度の導入がスムーズに実施されつつある。</li> <li>管理職の数が多く、給与水準が高い、非常勤職員採用によって減額していること、利用者数や事業内容を見ると、常勤職員の配置が適切とは言えないことなど、十分に見直されたとは考えられない。</li> </ul>		

中期目標	中期計画	平成19年度計画	業務実績																			
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>3 施設整備や改修等を行う場合には、規模や経費の水準等について、入所者への適切な処遇の確保に留意しつつ、社会経済情勢を踏まえた内容とすること。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>2 施設・設備に関する計画</p> <table border="1" data-bbox="608 359 1056 915"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予定額 (単位：百万円)</th> <th>財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水本管工事 エネルギーセンターの整備 就労支援施設の整備</td> <td>101</td> <td>17年度施設整備費補助金</td> </tr> <tr> <td>農芸支援棟新築工事</td> <td>50</td> <td>18年度施設整備費補助金</td> </tr> <tr> <td>活動支援棟その他改修工事</td> <td>68</td> <td>19年度施設整備費補助金</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 金額については、中期目標期間中に実施する独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費補助金の金額である。</p> <p>3 積立金処分に関する事項 なし</p>	施設・設備の内容	予定額 (単位：百万円)	財源	給水本管工事 エネルギーセンターの整備 就労支援施設の整備	101	17年度施設整備費補助金	農芸支援棟新築工事	50	18年度施設整備費補助金	活動支援棟その他改修工事	68	19年度施設整備費補助金	<p>第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>2 施設・設備に関する計画</p> <table border="1" data-bbox="1160 359 1590 915"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予定額 (単位：百万円)</th> <th>財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動支援棟その他改修工事</td> <td>68</td> <td>施設整備費補助金</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 積立金処分に関する事項 なし</p>	施設・設備の内容	予定額 (単位：百万円)	財源	活動支援棟その他改修工事	68	施設整備費補助金	<p>第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>2 施設・設備に関する計画</p> <p>〈19年度施設整備費「活動支援棟その他改修工事」〉</p> <p>(1) 竣工までの経過  <ul style="list-style-type: none"> <li>活動支援部とトイレ改修工事の要望事項について検討会を実施した。(19年1月)</li> <li>8月10日 現場説明会を実施した。</li> <li>8月24日 入札を実施した。</li> <li>12月20日 竣工</li> <li>12月26日 竣工検査を行った。</li> </ul> </p> <p>(2) 改修工事の概要  <ul style="list-style-type: none"> <li>活動支援棟トイレ改修工事</li> <li>活動支援棟廊下天井改修工事</li> <li>活動支援棟屋根塗装工事他3件</li> <li>新独身寮屋根防水工事他3件</li> <li>十貫山橋高欄(欄干)塗装工事他3件</li> </ul> </p>	
施設・設備の内容	予定額 (単位：百万円)	財源																				
給水本管工事 エネルギーセンターの整備 就労支援施設の整備	101	17年度施設整備費補助金																				
農芸支援棟新築工事	50	18年度施設整備費補助金																				
活動支援棟その他改修工事	68	19年度施設整備費補助金																				
施設・設備の内容	予定額 (単位：百万円)	財源																				
活動支援棟その他改修工事	68	施設整備費補助金																				
<p>評価の視点等</p> <p>-----</p> <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設・設備に関する計画の実施状況はどのようなものか。</li> </ul>	<p>自己評価</p> <p>B</p> <p>評価項目17</p> <p>19年度における施設・設備に関する計画については、計画どおり実施した。</p> <p>実績：－ 活動支援棟その他改修工事について、厚生労働省より補助を受けて実施した。8月末に入札を行い工事業者を選定、12月末に竣工した。</p>		<p>評定</p> <p>B</p> <p>(委員会としての評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設・設備の計画については、計画どおり実施したことが認められる。</li> </ul> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画どおり実施されているのでBとする。</li> <li>但し、86億円の敷地所有は理解できない。国に戻すべきである。</li> <li>施設整備計画は計画通りに実施した。</li> <li>計画どおり実施されると評価します。</li> <li>これからは入札件数の明示が必要。</li> <li>コメントなし</li> <li>概ね計画通り実施。</li> <li>コメントなし</li> </ul>																			

## 平成19年度業務実績評価関係資料

## 目次

様式 1	目的積立金	1
様式 2	保有資産	2
様式 3	官民競争入札の活用	3
様式 4	コンプライアンス体制の整備状況等	4
様式 5	役職員の報酬・給与等の状況	5
様式 6	随意契約等の状況	13

(様式 1)

目的積立金

①当期総利益の計上	<input checked="" type="radio"/> 有	・	<input type="radio"/> 無
②目的積立金の申請	<input type="radio"/> 有	・	<input checked="" type="radio"/> 無

【当期総利益の計上が「有」、目的積立金の申請「無」の場合は、以下を記入】

③利益の発生要因	<p>平成19年度は、第1期中期目標期間の最終年度であることから、経常収益においては、独法会計基準第80第3項の規定に基づき、運営費交付金債務2,618百万円の収益化を行った。また、介護給付費・訓練等給付費収入(1,507百万円)や診療収入(99百万円)等の自己収入の確保に努めた。</p> <p>その結果、経常費用4,163百万円、経常収益4,295百万円となり、132百万円の経常利益を計上することができ、臨時損失(固定資産除却損)4百万円を除いた当期総利益は128百万円を計上することとなった。</p>
④目的積立金を申請していない理由	<p>全ての業務について費用進行基準を採用しているため、目的積立金を申請していない。</p> <p>これは業務達成基準及び期間進行基準を採用することが、中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、業務の実施と運営費交付金との対応関係が不明確の理由により困難であり、費用進行基準を採用する必要があるためである。</p>

委員記載(評価)欄	<p><input type="radio"/> 適正に執行されている。</p> <p><input type="radio"/> 費用進行基準の採用の必要性から目的積立金の申請しない旨を妥当なものとする。</p> <p><input type="radio"/> 評価します。</p>
-----------	---

## 保有資産

①見直しの検討の有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
------------	--

②見直しの状況	
---------	--

③資産の活用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 減損の認識をした資産としては、旧独身寮があるが、昭和46年開設当初出資された建物で、経年変化により遊休状態にあることから、減損に係る会計基準に従い、遊休固定資産として整理した。</li> </ul>
------------	--

委員記載（評価）欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 最も大きな課題は、数十万坪の土地を何のために当該独法が所有するのかを明らかにする事。 広大な敷地保有に様々な要検討項目があると考える。</li> <li>○ 見直し検討の無の判断は、資産活用の状況から妥当である。</li> <li>○ 平成19年度の所在不明利用者への対応を考えると、多くの資産が山林であっても、その有効利用、売却等、整理できる資産の検討を積極的に図る方が良いと思われる。</li> </ul>
-----------	--

官民競争入札等の活用状況

① 官民競争入札等の活用 (官民競争入札等の検討)	有 ・ 無 ( 有 ・ 無 )
------------------------------	--------------------

【官民競争入札の活用(検討)が「有」の場合は、以下を記入】

② 該当業務の名称	
-----------	--

③ 活用(検討)状況	
------------	--

委員記載(評価)欄	
-----------	--

コンプライアンス体制の整備状況等

①取組状況

- ・ 法人として、コンプライアンスの推進を図るため、
  - ① 「国立のぞみの園倫理規程」(平成15年10月1日規則第12号)についてグループウェアに掲載し、職員に対して情報の共有と取組の徹底を図るほか、初任者研修会等の機会を活用して、新しく法人職員となった者に対しても、その趣旨等の周知を図っている。
  - ② 平成19年2月には、役職員等の法令等の違反や不正行為を防止するため、「国立のぞみの園公益通報者保護規則」(平成19年2月1日規則第65号)を定めたところであり、違反等の行為の発生を防止し、又は違反等の行為があった場合にその拡大を防止する公益通報制度を平成19年度から本格的に実施している。
  - ③ また、施設利用者に対する福祉・医療サービスが法令等に基づき適切に提供されるよう、「苦情解決に関する規則」(平成15年10月1日規則第18号)に基づき第三者委員から構成する苦情解決体制を整備し、提供するサービスや人権等に関する苦情等への適切な対応に努めている。

②取り組みについての自己評価

平成19年度は、役職員において法令等の違反や不正行為はなく、かつ、業務運営上コンプライアンスの面で課題となった事案は生じなかったことから、概ね上記の取組が効果を上げているものとする。

委員記載(評価)欄

- 行方不明発生の際は、本人が自ら失踪したので全ての責任を施設に帰するつもりはないが、事件が発生した段階で、例え捜索中であっても公表すべき公表が遅れたことは、コンプライアンス違反と考える。
- 上記が認められ、実績が評価できる。
- コンプライアンス面で課題となった事案は生じていない。取組状況の現状に問題はないと判断される。
- 特に問題ないと考える。



役職員の報酬・給与等の状況

①給与水準の適切性についての自己評価

- ・ 当法人の給与水準について、「独立行政法人整理合理化計画」における指摘等を踏まえ整理すると次のようになる。
  - ア 当法人の給与水準は、平成16年度から19年度の4年間で14%の引き下げを行った結果、国家公務員に対して指数99.4（事務・技術職）となっており、国家公務員より低い状況。また、他の独立行政法人と比べても93.1（事務・技術職）と極めて低い水準となっている。
  - イ 当法人に対する国の財政支出の額（運営費交付金）の割合は、総収入額に対して6割を超えている（19年度運営費交付金25.5億円、総収入額に対して61.2%）が、①当法人は、自己収入の確保の途が限られている福祉事業を専ら行うことを目的としており、かつ、のぞみの園法に定める業務範囲以外の業務を行うことができないなどの制約があること、②自己収入のうち最も大きく占める施設利用者に係る給付費（地方自治体等からの公費）については、施設利用者の地域移行等を反映して減少となっていること、等の理由があり、自己収入に期待することができず、ある程度国の財政支出に頼らざるを得ない現状。
  - ウ 累積欠損の額については、当初予測していなかった自己都合退職者の退職手当の支給分を会計上処理したことから発生したものであり、これに対して給与水準の見直し等の経費節減を図り対応したところ。
- ・ したがって、こうした当法人の現状や、職員の士気の確保と施設利用者に対する適切なサービス提供の為の人材確保を考慮すると、現時点では概ね妥当なものと考えている。

しかしながら、第2期中期目標期間においても「独立行政法人整理合理化計画」の指摘等を踏まえ、引き続き検討していくこととしている。

委員記載（評価）欄

- 福祉職の給与水準について、国・公立施設・民間法人との比較の上で、適正な水準を決めるべきではないでしょうか。
- 適切性について評価
- 給与水準は国家公務員や他独法と比べて低い状況にある。累積欠損は自己都合退職者発生により計上されたものである。現状での給与水準は適切であると判断するが、引き続きの御検討をお願いしたい。
- 給与水準の適切性への取組みは充分行われていると考える。

- 総予算の中で人件費が占める割合が大変大きい。又、年齢の偏りにより、役職者が多く、逆転している。本来早くから職員他機関、他施設との交流を図るべきであろうが、今のままでは、退職を待つことになるのであろうか。
- 何らかの対策を取るべきであると思われる。(早期退職制度など)
- また、常勤職員の採用を控える中、非常勤職員が多くなっているが、給与水準が低く、専門性を備えた職員が雇えていないと思われる。又、勤労意欲も持ちにくい。利用者への直接援助者の身分保障は確実にされなければならないと思う。

## 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

## 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

## ① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬については、職員の給与の引き下げ(△3.5%)に併せ改正を行った。  
 なお、理事長に対する特別手当の額については、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業務評価の結果及びその者の職務実績等を考慮して、増額又は減額することができることとなっているが、法人として業績実績等を総合的に勘案した結果、増額等を行なわなかった。

## ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

19年7月給与から職員の俸給月額引き下げ(△3.5%)に準拠し、役員報酬月額についても引き下げ(△3.5%)を行った。

理事

19年7月給与から職員の俸給月額引き下げ(△3.5%)に準拠し、役員報酬月額についても引き下げ(△3.5%)を行った。

監事(非常勤)

19年7月給与から職員の俸給月額引き下げ(△3.5%)に準拠し、役員報酬月額についても引き下げ(△3.5%)を行った。

## 2 役員報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 13,455	千円 9,555	千円 3,900	千円 ( )			*
A理事	千円 11,804	千円 8,382	千円 3,422	千円 ( )			※
B理事	千円 11,853	千円 8,382	千円 3,422	千円 49 (通勤手当)			*
C監事 (非常勤)	千円 2,576	千円 2,532	千円 0	千円 44 (通勤手当)			※
D監事 (非常勤)	千円 1,294	千円 1,278	千円 0	千円 16 (通勤手当)		9月30日	
E監事 (非常勤)	千円 1,270	千円 1,254	千円 0	千円 16 (通勤手当)	10月1日		

注:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付しています。  
 退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当なし	
理事A	千円	年 月			該当なし	
理事B	千円	年 月			該当なし	
監事A (非常勤)	千円	年 月			該当なし	
監事B (非常勤)	0	2	9月30日	—	退職金の支給なし	
監事C (非常勤)	千円	年 月			該当なし	

注:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付しています。  
退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*\*」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

〔 中期目標に基づき、運営費交付金の節減のため、給与水準の引き下げ(△3.5%)や非常勤職員の活用による人件費総額の縮減に取り組んだ。 〕

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔 給与水準については、国家公務員との給与較差を是正するため、平成16年度から平成18年度に引き続き平成19年度においても△3.5%の引き下げを行った。 〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔 人事評価制度を構築する中で、職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映についての検討を行っている。 〕

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給月額 (昇給・査定分)	検討中
特別手当(勤勉手当) (査定分)	検討中

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

〔 ○俸給月額の引き下げ(△3.5%)  
○扶養手当(3人目以降の子等の給月額を1,000円引き上げ(5,000円→6,000円)  
(配偶者以外の扶養手当の支給月額を500円引き上げ(6,000円→6,500円))  
(国家公務員の給与改定に準拠)  
○勤勉手当の引き上げ(+0.05月)(国家公務員の給与改定に準拠) 〕

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	253	48.8	7,765	5,565		
事務・技術	25	48.5	7,510	5,373	55	2,137
医療職種 (診療所医師)	2	48.2	—	—		
医療職種 (診療所技師)	7	48.2	7,229	5,180	71	2,049
医療職種 (診療所看護師)	14	41.7	6,519	4,751	87	1,768
福祉職種 (指導員)	205	49.3	7,857	5,623	69	2,234
非常勤職員	38	39.3	2,397	1,863	75	534
福祉職種 (指導員)	31	39.5	2,482	1,925	81	557
その他	7	38.5	2,021	1,590	47	431

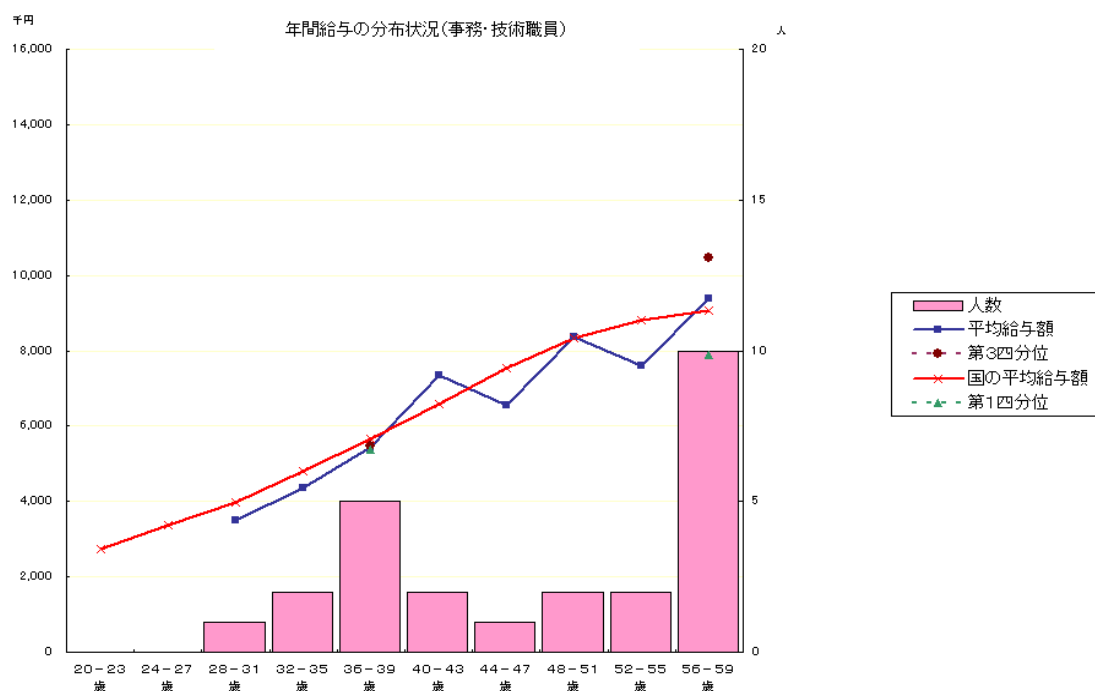
注1: 常勤職員の医療職種(診療所医師)については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項は記載していない。

注2: 非常勤職員のその他とは、事務補助員である。

注3: 在外職員、任期付職員、再任用職員については、該当者がいないため省略している。

注4: 職種については、研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員)については、該当者がいないため省略している。

### ② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1: 平均給与額について、年齢バンド別の在職職員が2名以下のところは、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから記載していない。

注2: 該当者が4名以下の年齢階層については、第1・第3四分位を記載していない。

## (事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
部長	7	57.1	9,874	10,393	10,686
課長	4	53.5	—	8,603	—
課長補佐	2	53.0	—	—	—
係長	6	40.3	5,362	5,623	5,721
主任	3	50.2	—	6,267	—
係員	3	33.2	—	4,082	—

注1:課長補佐の該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定される

おそれがあることから、年間給与の平均額については記載していない。

注2:該当者が4名以下の年齢階層については、第1・第3四分位を記載していない。

## ③ 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		部長	課長	課長補佐 係長・主任	係長・主任	係員	係員
人員 (割合)		7 (28.0%)	4 (16.0%)	11 (44.0%)	2 (8.0%)	1 (4.0%)	— (%)
年齢(最高 ～最低)		59 } 51	57 } 43	58 } 38	}	}	}
所定内給与年額(最高 ～最低)		8,220 } 6,936	6,473 } 5,432	5,735 } 3,707	}	}	}
年間給与額(最高 ～最低)		11,872 } 9,809	9,052 } 7,504	7,877 } 5,150	}	}	}

注:4等級及び5等級については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定される

おそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項は記載していない。

## ④ 賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.6	% 63.5	% 62.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.4	% 36.5	% 37.4
	最高～最低	% 43.1～33.6	% 39.5～32.6	% 41.2～32.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.7	% 68.2	% 67.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.3	% 31.8	% 32.5
	最高～最低	% 34.1～32.3	% 32.6～30.7	% 33.3～31.5

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

99.4

対他法人(事務・技術職員)

93.1

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 99.4	
	参考	地域勘案 104.1
		学歴勘案 96.8
		地域・学歴勘案 102.1
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 61.9% (国からの財政支出額 2,634,962千円、支出予算の総額 4,256,730千円:平成19年度予算)	
	【検証結果】 自己収入の確保の途が限定される福祉施設を運営しているため、国からの財政支出の割合が高くなっている。財政支出の縮減を図るため給与水準について16年度から4年間かけて14%の引き下げを行った結果、対国家公務員で99.4となった。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 120,405,886円(平成18年度決算) 【検証結果】 自己都合退職者に対する退職手当に充てるための財源に不足が生じたことから発生したものであり、給与水準の引き下げにより財源を捻出し充当した。	
講ずる措置		

III 総人件費について

区分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	2,433,530	2,462,665	△ 29,135 (△ 1.2)	△ 385,441 (△ 13.3)
退職手当支給額 (B)	347,302	245,644	101,658 (41.4)	△ 10,849 (△ 3.0)
非常勤役職員等給与 (C)	139,063	232,984	△ 93,921 (△ 40.3)	△ 76,890 (△ 35.6)
福利厚生費 (D)	336,090	350,640	△ 14,550 (△ 4.1)	△ 39016 (△ 10.4)
最広義人件費 (A+B+C+D)	3,255,985	3,291,933	△ 35,948 (△ 1.1)	△ 512,196 (△ 13.6)

総人件費について参考となる事項

- 「給与、報酬等支給総額」について、役職員の給与を引き下げた(△3.5%)影響等により、対前年度減額となっている。また、「最広義人件費」についても、役職員の給与の引き下げた(△3.5%)影響等により、減額となっている。
- 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組状況
  - ・中期目標における人件費削減の取組に関する事項  
 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、今後5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。これを実現するため、当該中期目標期間の最終年度までの間においても、必要な取組を行うこと。」
  - ・中期計画における人件費削減の取組に関する事項  
 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、人員について、現中期目標期間の最終年度までの間においても、平成17年度を基準として5%以上の人員の削減を行う。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、必要な見直しを進める。」

(人員純減の場合) 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度			
人員数 (人)	302	277	270			
人員純減率 (%)		△ 8.3	△ 11.9			

IV 法人が必要と認める事項  
特になし



(様式 6)

## 随意契約等の状況

①平成19年度の実績【全体】		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	31件 (50.0%)	4.8億円 (77.4%)
	企画競争	1件 (1.6%)	0.1億円 (1.6%)
随意契約		30件 (48.4%)	1.3億円 (21.0%)
合 計		62件 (100%)	6.2億円 (100%)

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの）を除く。

②平成19年度の実績【同一所管法人等】		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	0件 (0%)	0億円 (0%)
	企画競争	0件 (0%)	0億円 (0%)
随意契約		0件 (0%)	0億円 (0%)
合 計		0件 (100%)	0億円 (100%)

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの）を除く。

③平成19年度の実績【同一所管法人等以外の者】

		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	31件 (50.0%)	4.8億円 (77.4%)
	企画競争	1件 (1.6%)	0.1億円 (1.6%)
随意契約		30件 (48.4%)	1.3億円 (21.0%)
合 計		62件 (100%)	6.2億円 (100%)

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの）を除く。

④随意契約の見直し計画の実施状況

- ・ 随意契約について、真にやむを得ないもの（電気料金・水道料金・MRI保守料等）を除き、一般競争入札等に移行するものとし、点検・見直しを行った結果、委託業務に係る契約については、全て競争入札へ移行した。
- ・ 随意契約によることができる場合を定める基準については、国の基準と同一に設定した。
- ・ 随意契約の公表の基準についても、国の公表基準と同一に設定した。

⑤随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

- ・ 総合評価方式の導入拡大  
物品・役務、工事の設計業務等について、総合評価落札方式による一般競争入札等を導入するべく、総合評価方式のガイドラインの策定。（検討中）
- ・ 複数年契約の拡大  
リース契約や保守契約等、今までと同様に複数年度にわたる契約の実施。
- ・ 入札手続きの効率化  
一般競争入札等の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、公告の方法等について検討する。（検討中）

⑥平成19年度の実績【関連法人】

		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	4件 (100%)	0.2億円 (100%)
	企画競争	0件 (0%)	億円 (0%)
随意契約		0件 (0%)	億円 (0%)
合計		4件 (100%)	0.2億円 (100%)

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの）を除く。

⑦関連法人との契約の状況等

関連公益法人として位置する(財)国立のぞみの園協力会と平成18年度まで随意契約で締結していた委託業務について点検・見直しを行い、平成19年度契約より競争入札を導入することとした。

競争入札の結果、(財)国立のぞみの園協力会と随意契約により締結していた委託業務については、同協力会が落札した。

平成19年度契約額 4件 24,949千円

⑧その他関連法人との随意契約の適正化等についての取り組み状況

監事監査において、予算執行、契約等の状況について監査を受けており、随意契約も含めた、契約の適正化に努めているところである。

#### ⑨取り組み等についての自己評価

「随意契約見直し計画」に基づいて、随意契約によることが真にやむ得ないものを除き、一般競争入札等へ移行するため、検討を行った。

見直しの結果、平成20年度契約分の「医事業務委託」の競争入札を平成19年度中に実施し、外部委託に係る契約（12件）全てにおいて、競争入札の導入を図ることができた。

また、見直し計画を踏まえた契約状況や随意契約の公表の基準についても、国の公表基準と同一に会計規程を改正し、のぞみの園のホームページに公表するなど、透明性が確保される方法を実施することができた。

#### 委員記載（評価）欄

- 透明性の確保など評価できる。
- （財）国立のぞみの園協力会との委託業務関係の見直しをていねいに行う必要がある。
- 一応の評価ができる。
- 一般競争入札を外部委託契約すべてに導入できたことは評価できる。契約状況や随意契約の公表等もホームページに公表するなど、透明性の確保にも努力していることが伺える。今後も継続的取組を期待する。
- 業務の特殊性から見ると、一般競争入札の導入が図られていると思われる。
- 十分に努力されたと思われる。

(参考)

## 随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月

独立行政法人

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

### 1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとした。

#### 【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		( 8.3%)	( 24.2%)
				3	55
一般競争入札等	競争入札			(11.1%)	(19.0%)
		4	43		
	企画競争	( %)	( %)	(2.8%)	(2.6%)
				1	6
随意契約		(100%)	(100%)	(77.8%)	(54.2%)
		36	227	28	123
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		36	227	36	227

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		( ) %	( ) %
一般競争入札等	競争入札			(100%)	(100%)
	企画競争	( ) %	( ) %	( ) %	( ) %
随意契約		(100%)	(100%)	( ) %	( ) %
		2	33		
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		2	33	2	33

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		( 8.8%)	( 28.4%)
一般競争入札等	競争入札			(5.9%)	(5.1%)
	企画競争	( ) %	( ) %	(2.9%)	(3.1%)
		2	10	1	6
随意契約		(100%)	(100%)	(82.4%)	(63.4%)
		34	194	28	123
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		34	194	34	194

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(2) 随意契約によることができる場合を定める基準については、国の基準と同一に設定する。

(3) 随意契約の公表の基準についても、国の公表基準と同一に設定する。

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期  
平成19年12月までに、以下の措置を講じ、平成20年1月以降、順次実施し、随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、遅くとも平成20年度から一般競争入札等に移行する。

(1) 総合評価方式の導入拡大

物品・役務、工事の設計業務等について、総合評価落札方式による一般競争入札等を導入するべく、総合評価方式のガイドラインを策定する。

(2) 複数年度契約の拡大

リース契約や保守契約等、今までと同様に複数年度にわたる契約を実施する。

(3) 入札手続きの効率化

一般競争入札等の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、公告の方法等について検討を行う。